

平成28年12月6日から
平成28年12月8日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成28年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成27年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について	9
(平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	
議案第39号 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	10
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
一般質問	12
黒沼俊幸君	12
後藤勲君	14
深見迪君	24
渡邊定之君	39
鈴木裕美君	46
櫻井一隆君	52
延会の宣告	58

第2号(12月7日)

開議の宣告	63
議案第49号 土地改良施設の災害復旧について	63
議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	65
議案第51号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第52号 標茶町農業委員会の定数に関する条例の制定について	79
議案第53号 平成28年度標茶町一般会計補正予算	81
議案第54号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	81

議案第55号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	81
議案第56号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	81
延会の宣告		86

第3号(12月8日)

開議の宣告		92
議案第53号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	92
議案第54号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	92
議案第55号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	92
議案第56号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 (議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会報告)	92
議案第57号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	92
議案第58号	へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	92
議案第59号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	99
議案第60号	標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	101
議案第61号	標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	104
議案第62号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	112
議案第63号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	112
議案第64号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	112
議案第65号	平成28年度標茶町病院事業会計補正予算	112
議案第66号	平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算	112
選挙第1号	標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	120
議案第67号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	121
意見書案第19号	大雨災害に関する意見書	129
意見書案第20号	JR北海道への経営支援を求める意見書	130
意見書案第21号	地方財政の充実・強化を求める意見書	130
意見書案第22号	義務教育費国庫負担制度堅持等、子どもの貧困解消など 教育予算確保・拡充に向けた意見書	131
意見書案第23号	介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を 求める意見書	132
意見書案第24号	緊急防災・減災事業債制度の恒久化等を求める意見書	133

意見書案第25号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	134
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	134
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	134
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	134
閉議の宣告	135
閉会の宣告	135

平成28年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年12月 6日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第1号 平成27年度標茶町一般会計決算認定について
認定第2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 議案第39号 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
(総務経済委員会報告)
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長補佐 | 齋藤正行君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |

企画財政課参事	常 陸 勝 敏 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
やすらぎ園長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第4回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

9番・鈴木君、 10番・平川君、 11番・本多君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月8日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。存じます。

なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は、バイオマス産業都市の認定についてであります。

本年10月20日、農林水産省において平成28年度のバイオマス産業都市に認定された市町村への認定証授与式が行われ、本町も全国16地域の中の1地域として認定書が授与されましたので、

その結果についてご報告申し上げます。

バイオマス産業都市は、地域のバイオマスの原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特性を活かしたバイオマス産業都市を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域をコンセプトに、関係7府省が、共同で地域を選定し、連携して支援していくこととされております。

本町では、平成26年度に賦存量調査を行い、その結果に基づき、27年度には構想の素案を作成し、本年7月7日に「標茶町バイオマス産業都市構想」の提案書を提出し、8月24日農林水産省で行われたバイオマス産業都市選定委員会のヒアリングを受け、10月5日に選定となり、この度の認定証授与式の運びとなりました。

本町の構想としましては、家畜排せつ物を原料とするメタン発酵施設を軸にバイオマスの利活用を図るべく町内4箇所のエリアにおいてバイオマス事業を計画すると共に、それらの施設で生産したバイオガスや発電余剰熱を活用した木質バイオマス事業を目指すものであります。

家畜ふん尿を適正に処理することとあわせ、資源として有効に活用し、農業振興と流域環境への負荷軽減を図ると共に、未利用の木質バイオマスの活用を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、農業協同組合、商工会、森林組合、その他関係機関との協力が不可欠であり「標茶町エコフレッジ推進協議会」を中心に、本構想に掲げる計画・事業の実現に向け努力してまいりたいと考えております。

2点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月13日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が19回目の総会となり、当日は、会員43名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から12名の参加により、相互交流を図りながら盛大に開催されました。

また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、にぎわいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どうかかわりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、農業協同組合、商工会、森林組合、観光協会様から抽選会の景品をご提供いただきましたことに、感謝を申し上げます。

3点目は、農業用水道使用料の引去り漏れについてであります。

農業用水道使用料における標茶町農業協同組合勘定契約者の引去り漏れがありましたので報告いたします。

通常、組合勘定からの引去りは、4半期毎3ヵ月分まとめて依頼するもので、今回の事案は、本年度第2期分六、七、八月分を9月26日に引去りを依頼したところでありましたが、うち六、七月分の依頼漏れがありました。

件数は253件、対象戸数174戸、金額944万2,000円であります。収納確認作業中にその依頼漏れの事実を認識したところであります。

本件につきましては、契約者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からお詫び申し上げますところでございます。

11月8日から11日にかけて契約者全戸を訪問し、経過説明及び謝意を伝え、引去り依頼をあらためてお願いし、応諾をいただいたところであります。

その後、引去り漏れがあった六、七月分について、11月25日引去り手続きを完了したところであります。

今事案については、システム操作の誤りによるものですが、内部チェック体制の確立を徹底させ適正な事務処理を指示したところであり、このような事案のないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条に基づく、損害賠償について専決処分をしましたので、ご報告いたします。

報告いたします事故は、平成28年11月15日、訪問リハビリのため訪問していたお宅付近の駐車場内において、職員が運転する車両が後進する際に、無人で駐車していた車両に接触し破損させたものであります。

日頃から、職員に対し交通安全について指示しているところではありますが、車両の取り扱いについて、必要な注意喚起も含め一層の安全対策に努めてまいりますのでご理解を願います。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成28年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、「児童生徒のいじめに関する状況調査」についてであります。

本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11月に実施いたしました、今年度後期の結果についてご報告いたします。

まず「4月から調査日までにいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約8%（34名）、中学生で約1%（2名）おりました。

「どないじめをされましたか」という問いに対しては、小中学生ともに多いのが、「悪口をいわれた」と「仲間はずれや無視をされた」でした。

一方、「いじめは絶対にゆるされないことだと思いますか」の質問では、小学生の約98%、中学生の約87%が「そう思う」と回答しております。

さらに、小中学生ともに、「いじめられた時、だれにも相談しない」と回答している児童生徒が前期同様に少なくなっており、児童生徒のいじめに対する意識が向上してきていることが見受けられました。

この調査では、本人が「いじめである」と感じたものは全て取り上げ指導の対象としています。今回も、すべての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっております。また、調査結果は全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

いじめの問題については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切であります。

今年度も12月26日に、町内各小中学校の児童生徒会代表による「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みの交流を通して、児童生徒の主体的な活動への意欲をさらに高める機会といたします。

今後も、いじめ根絶に向け、きめ細やかな状況把握と丁寧な指導を継続するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目は、「平成28年度全国学力・学習状況調査」の調査結果の状況についてであります。

これは、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年度から行われている調査で、今年度は、国語の知識に関する問題A、活用に関する問題B及び、算数・数学の知識に関する問題A、活用に関する問題Bの4教科と、質問紙調査が実施されております。

道教委による発表では、本道の状況については、全ての教科において全国平均に届いていない状況にあるものの、全国の平均正答率との差が4教科で縮まり、改善の傾向が見られるということでもあります。

本町の状況につきまして申し上げます。

調査結果の概要としましては、小学校では、すべての教科において、全道平均を上回り、全国平均とほぼ同様という結果でした。

中学校では、数学Bにおいて、全道・全国平均に届いていない状況にありましたが、他の3教科は全道平均を上回り、全国平均とほぼ同様という結果でした。

小学校の国語は、全般的に改善が見られましたが、記述式で解答する問題で他の形式の問題よりも無解答が多いという課題が見られました。小学校の算数では、割合の問題や、図形の問題

題において引き続き課題が見られましたが、四則計算の問題では改善が見られました。

中学校の国語では、全般的に改善が見られましたが、解釈したことについて、根拠を明確にして自分の考えを書くという問題で課題が見られました。中学校の数学では、「図形の領域」や「数と式の領域」の問題に課題が見られましたが、「関数の領域」では改善が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げます。

家庭学習の習慣については、小中ともに改善が見られていますが、特に中学生の学習時間がふえ、改善が見られました。また、中学生の「家庭でのゲームの時間」、「テレビ等の視聴時間」、「スマートフォンなどをする時間」は、全国平均よりも少なく、経年的に改善傾向が見られています。一方、小学生は「家庭でのゲームの時間」や「テレビ等の視聴時間」が全国平均よりも若干多く、昨年よりもふえているという状況が見られました。

以上、町内の状況について報告いたしました。この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

なお、12月15日に実施予定であります町独自の学力調査の調査結果も含め、明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては標茶町学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目は、「第44回標茶町駅伝競走大会の開催」についてであります。

9月18日、51チームの選手357名の参加により力走が繰り上げられました。町外からもスポーツ合宿で訪れていた日本体育大学スピードスケート部をはじめ、釧路・帯広・北見・中標津から計16チームが参加いたしました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの国道391号線入口からトレーニングセンター前までを通行止めさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と観戦する住民が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成28年度標茶町スポーツ表彰式が、9月18日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰は平成27年度にスポーツで優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。

本年度の被表彰者は、1個人であります。

「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」に対する表彰として、第30回北海道スポーツ少年団剣道交流大会の中学生男子の部で優勝しました、現在、福岡県東福岡高等学校1年の菊地洸希さんです。

今回、受賞された菊地さんが、今後もさらに精進を重ね活躍されることを期待するものであ

ります。

5点目は、「第35回標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。

今年度も関係機関、団体の協力を得て11月12日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催されました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆様に委ね、好評をいただいたところであります。

発表者については、小学生の部が6校7名、中学生の部4校5名と合わせて12名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年の伊藤朱里さん。(題名は「輸入に頼らない食生活」)

中学生の部、最優秀賞には、標茶中学校2年の甲野藤 雅さん(題名が「自然災害から身を守るために」)が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の甲野藤さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

6点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、9月17日、18日に函館市で開催された「第23回北海道中学校新人陸上競技大会」に、標茶中学校2年の村山巧馬くんが「800メートル」に出場しましたが、予選敗退となりました。

9月18日に、札幌市で開催された「第32回全日本空手道連盟糸東会北海道空手道選手権大会」に標茶空手スポーツ少年団の伊藤陸人くん(中茶安別小学校2年)、伊藤大地くん(中茶安別小学校4年)、庄野萌花さん(中茶安別中学校1年)が出場しました。結果は、伊藤陸人くんが「組手小学2年男子の部」で3位、庄野萌花さんが「組手中学女子の部」で準優勝の成績を収めました。

10月29日に石狩市で開催された「北海道学童軟式野球都市対抗戦」に、標茶野球少年団の藤川龍斗くん(中茶安別小学校6年)が、釧路選抜チームとして出場し、準決勝で敗退しましたが、第3位となりました。

文化面では、塘路小学校5年の鮎川春生くんが、神田日勝記念美術館主催の小中学生の絵画コンクール「第22回馬の絵作品展」で北海道教育長賞を受賞いたしました。

標茶中学校3年の小杉山遥月さん、森田実里さん、金野日南さん、山谷朱嶺さんの4名が、北海道新聞主催の「第15回中学校かべ新聞コンクール全道大会」で、3年生の部で大賞を受賞しました。

また、標茶中学校1年の佐藤 鯨くんが、北海道牛乳普及協会主催の「第29回牛やミルクのある風景絵画コンクール」で銀賞を受賞しました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（舘田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 先ほどの町長から報告があった、東京・ふるさと会の件についてちょっとお聞きします。

本町から12名の出席があったということでございますけれども、一般町民の方で誰か出られたのか、もしくは今後ですね、首都圏から見た人がたの情報収集とか交流の場でもあると考えますので、一般町民の参加等についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

12名の参加のうち、一般町民の方は1名となっております。ほかの方は町関係、それから議会関係、農業協同組合、商工会関係の方々となっております。一般参加の方々につきましては、今までも広報等の中で公募をかけた中でお願いしておりますので、今後についても、そのような取り扱いをしてまいりたいと考えております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（舘田賢治君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました「平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会」委員長

から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより認定7案を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎議案第39号

○議長(館田賢治君) 日程第5。議案第39号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 委員会審査報告書。平成28年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記

1. 事件番号 議案第39号、2. 事件名 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、3. 審査経過 審査日、平成28年11月11日委員会を開催いたしました。4. 審査

の結果であります。原案可決すべきものであります。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第39号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をします。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

調査日時、平成28年11月28日。調査場所、標茶町役場議員室ならびに標茶町立中茶安別小中学校会議室。

1、調査事項

統廃合により転校した子どもたちの現状について。出席者、委員長、深見副委員長、後藤委員、川村委員、鈴木委員、菊地委員。その他の出席、館田議長。説明員、穂刈武人教育委員会管理課長。立会人として、中茶安別小中学校松村賢一校長、水澤好克教頭。

2、調査の経過及び内容

資料に基づき、阿歴内小中学校との統合に向けた中茶安別小中学校の取り組み及び統合後の様子について学校からの説明を受け、各学年の授業参観をおこなった。その後、議員室におい

て、管理課長から平成28年度から34年度までの「年度別児童生徒数の推移」「年度別新入学児童生徒数見込」について説明を受けた。

主な説明、主な質問と回答については記載のとおりでございます。

3、委員会所見

・授業参観ではどの学年も楽しく授業に参加し、統合がスムーズに行われたとみられる。丁寧な板書やタブレット端末を活用した工夫された授業も素晴らしかった。

・統合に際しての保護者、地域の取り組みがそれぞれの地域の努力で取り組まれていた。

・スクールバスの登下校時間が長く、児童生徒の負担も感じられる。

・児童数は、推計では6年後の平成34年には80人も減少する。特に標茶小学校の人数は300人から219人に激減する。少子化、人口減によるものだが、標茶町第4期総合計画に掲げた、「産業の発展と雇用の確保、子育て支援などの全町民によるまちづくりを推進し、社会減の抑制と自然増の向上にまちをあげてとりくむ」ことの実現が望まれる。

以上でございます。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（発言席） 通告している一般質問を行います。

私は食肉加工センター建設の動きということで質問を行います。

9月の第3回定例会で食肉加工センターの建設場所について、本町の中茶安別地区に予定していたが、下流域の漁業協同組合の反対により別の場所を選定するとの考えが示されたが、きょうの第4回定例会までに新たな場所の選定についての作業は何回行ってきたのかお聞きしたい。

西別川水系と釧路川水系に分かれると思うが、何方所を調査中なのか、具体的にお示し願いたい。結論はいつごろに予定されるのかについても伺いたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 5番、黒沼議員の食肉加工センター建設の動きについてのお尋ねにお答えをいたします。

さきの平成28年第3回定例会におきまして、中茶安別地区の予定地では1つの自治体が賛成できず、財政支援が困難になるとの意思表示がされたことにより、本施設を建設するための当初のスキームである根釧11の農業団体と13の市町村の統一要望という形が崩れ、このスキームを維持するには標茶町内の新たな場所での建設を目指さざるを得ないという状況になったことをご説明いたしました。

別寒辺牛川水系を除いた場合には、西別川水系あるいは釧路川水系となることはご案内のとおりであり、その後の動き、新たな場所選定の経過につきましては、西別川水系4カ所、釧路川水系5カ所を選定し、現地調査を2回、検討委員会を2回開催し、根釧管内の農業者、農業団体が利用しやすい条件、アクセス上の条件、周辺環境の条件などを比較検討する中から最適地としての場所の絞り込みを進めているところであります。現在は、その選定した場所における権利関係者からの同意と地域住民の方々からのご理解をいただくべく、作業を進めているところでありますが、結論を出せる時期については、協議事であり、いつごろとのお示しができない状況であることをご理解願います。

しかしながら、一日も早い施設整備を目指すという考えに変わりもございませんし、今後におきましても、議会を初め、関係する機関との緊密な連携により建設に向けて最大限の努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 今、町長から具体的に場所が、西別川流域に放水される箇所については4カ所、釧路川については5カ所という数が示されました。

もう少し突っ込んでお伺いしたいと思いますのですが、この4と5はそれなりにいいのですが、どちらとも1つずつ最重点的な場所に絞り込むというのは、今、例えば12月中にできないのか、この点と、同時に問題なのは、やはり川ですから下流に漁業関係者、釧路川だったらワカサギのふ化場があったり、下流には漁業者がそれぞれ協同組合をつくっていますから、そういう人たちとお話し合いを何回ぐらいやって、まだ相当時間がかかるものか、私は12月中にある程度のめどができて3月ごろには、もう2年も経過していますから、新年度において本当に建設されるというようなめどが立てばいいものだなと思っているので、この点について再度お伺いしたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

先ほどお答えをいたしましたように、場所の選定につきましては、西別川4カ所、釧路川5カ所の中から検討委員会の中で候補地を絞り込みまして、それを進めるに当たって必要な作業を進めております。具体的に申し上げますと、11月11日に関連する自治体の町長さんとお話をして私どもの考えをお伝えし、協力の依頼をしておりますし、また、11月21日には関係する漁連の支店のほうに打ち合わせに行きまして、漁連のほうからの指示によって作業を進めているという段階であります。

ただ、いずれにしても具体的にどういう動きと申しますか、ということに関して言いますと、現時点ではそういう作業を進めているということでございまして、明確にいついつまでというめどがお示しできないことにつきましては大変申しわけないと思っておりますけれども、私どもとしてもやはり一日も早く何とか建設に向けての作業を進めたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 再質問を許します。

黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 一生懸命やっているように私は町長から今お伺いして、私も農業者ですから、何かにつけてこのことについては関心を持っていますし、全力的に全面的に応援をしていきたいと思っておりますので、力を合わせて早く場所が決まって、所期の目的に進めるようにひとつご努力をしていただくようにお話をしまして、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で5番、黒沼君の一般質問を終わります。

続いて、2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） 2番目ということで質問させていただきますけれども、標茶町として今後観光についてどのように考えているのかということなのではございますけれども、この北海道にも今は新幹線が走り、高速道路阿寒インターチェンジもでき、2020年には東京オリンピックが開催されるという今日、道東地方にも外国人を含め数多くの観光客が予想され、7月には鶴居村と標茶、そして弟子屈町と釧路市との分岐点に大きな観光用の看板を立て、その後、釧路市では、ことしより一隻多くクルーズ船を、昨年は14隻だったのですけれども、ことしは15隻にしようという予定であります。阿寒町においてはカジノの誘致、そして観光客を平成15年の2.4倍の15万人を想定、公園整備計画案が出され、厚岸においてはウイスキー工場、弟子屈では今、地域おこし協力隊をつくりブランドとしてワインの生産をするという検討がされているが、この標茶町は第1次産業である酪農は非常に厳しい時代に入り、人口も年々減少傾向にあり、数少ない観光を今後どのように維持し、力を入れていくのか、町の真価が問われることになると思うが、町の考えを伺う。

1つ、サルボ展望台の維持管理について。

2、多和平のトイレの改築及びドッグランの新設と道の駅を新設する考えがあるのか。

標茶駅横にあるバス待合室の改善についてということで伺ってきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の標茶町として今後観光についてどのように考えているかとお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、高速道路の延伸など、道東への観光客が訪れる環境は向上しており、今後の期待も持たれることから、広域的な対応も行ってきております。本町の基幹産業は酪農・畜産であることは揺るぎないものと認識しておりますが、本町発展策の一つとして、観光

も大きな役割を果たすものと考えております。

初めに、サルボ展望台の維持管理についてのお尋ねであります。現在、道が管理しております本ルートの木道は老朽化により撤去されており、別ルートでの案内を行っているところであり、そのルートの補修等につきましては随時行ってきております。また、駐車場の整備、樹木の剪定につきましても、定期的な現地確認と点検を行いながら対応を行っているところでもあります。今後、本ルートの剪定及び散策路の整備につきましては、地元の意見も含め、環境省と協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、多和平トイレの改修につきましては、現状、苦情はいただいておりますが、現在と同程度のレベルを維持してまいりたいと考えておりますが、今後も利用者の声に耳を傾けながら対応してまいりたいと存じます。

ドッグランの新設をとのお尋ねであります。平成26年第4回定例会でお答えいたしましたとおり、平成27年2月に開催された育成牧場運営審議委員会においてご意見を伺いましたが、ほかの動物を入れることは好ましくない、設置には反対であるとのことであり、町といたしましては、設置困難と判断をしております。

また、道の駅の新設をとのお尋ねであります。これまでも各地域において道の駅の設置を望む声はありましたが、道の駅の設置基準は24時間利用できる駐車場、トイレの設置、道路、観光の情報提供などがあり、整備する場合には多額な予算と管理運営体制の構築が必要となることから、現在は考えておりません。

バス待合室の改善につきましては、本年度トイレ等の一定の改善を行ったところでありますが、今後とも適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今の町長の答弁ですけれども、さらさらさっさとってしまって、何がどうなっているのかよくわからないような状態に聞こえるのですけれども、観光についての公園整備計画だとか、そういうものというのは設置しているのか、これからも考えていくのかということはどうなのですか、その辺については。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 公園の整備計画について設置しているかというお尋ねでしょうか。

（「今後その……、いいかな」の声あり）

○町長（池田裕二君） では、担当のほうに。済みません。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） サルボ展望台の関係でよろしいのでしょうか。であれば、施設そのものにつきましては、北海道の管轄になっています。

それから、整備計画につきましては、環境省との協議が必要でありますので、11月25日の塘

路地域の町政懇談会の中でもお話しいただいております、現在、木道で設置しておりました北海道の本ルートと言われていた部分については、整備不可能という北海道の回答をいただいております。

それで……

(「もう少し大きい声で言ってくれないか」の声あり)

○企画財政課長(高橋則義君) 別ルートということで、迂回路のほうについては町のほうで案内板の設置をしながら、また、散策路の整備等も担当のほうで順次巡回しながら行っておりますし、整備計画につきましては、あくまでも環境省が主体で行われるものでありますので、環境省には事前にお話し申し上げておりますし、今後、近いうちに整備計画のほうについては詰めていきたいなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長(舘田賢治君) 後藤君。

○2番(後藤 勲君) 私が聞いたのは、ほかの町村でいろいろなこういう整備計画を立てながら観光客を誘致するというようなことで、町としてはどのようなことを考えていくのかということを知りたかったのです、正直なところは。まあ、いいです、それは。

それで、先ほどからサルボの展望台、1つずつちょっと言わせていただきますけれども、サルボの展望台は、私、一通り見てきたのですけれども、前に相当、台風の前だと思いますけれども、今まで登っていた登山口が欠けたような状況にはありましたけれども、柵がちょっと悪かったということで、登れないのかなと思って登って見たのですけれども、何とか行けると。上を一回り回ってきたのですけれども、上に上がると、今度は展望台がありますね。その展望台の一番下の段が非常に高いのですよ、1段目上がるところが。結果的に、あそこを土盛りするなりなんなり、階段を足すなりすればいいのですけれども、そういう状態がまず1つ起きているのと、それからぐるっとおりてきますと、道路の整備をやっているとかというような話を先ほど聞いたのですけれども、下り口というのですか、今は登り口になっていますけれども、そこが水が流れていて非常に悪い状態にあったと、そういう状況にあるわけですよ。

ですから、今後、道のほうと協議してそれなりのやり方をやっていくというのであれば、それはそれでいいのですけれども、ただ、前にあそこの駐車場の問題もあります。いろんな問題で非常に狭くてカーブで危険だということで、これも含めてこれからも検討していかなければならぬ場所でないかと。結果的には私、上に登ってみましたけれども、木の葉っぱのあるときにはほとんど前が見えないような状況にある。維持管理はどのようにしてやっていくのかという問題もありますけれども、それとこの間まであそこにトイレが1つあったのですけれども、今それがなくなっているのですけれども、これはどういう状態なのかちょっとお聞かせいただけますか。

○議長(舘田賢治君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 基本的には管轄がありますので町ができることとできないことがあります、私も現地確認させていただいておりますし、職員も順次台風の後にも木を拾い

に行ったり、いろいろできる限りのことはやっておりますし、駐車場もそのとおりであります。

それから、樹木の剪定についても環境省と相談しながら進めさせていただいておるところでありますし、今後ともそのような扱いにしたいと思っておりますし、基本、全て町でできればいいのですけれども、できない部分もありますので、可能な限り環境省、北海道と相談しながら適正な管理をしていきたいと思えます。

それから、トイレについて私も確認していなかったのですけれども、1基あるというのは、利用できないというのはちょっと、台風のときかなと思うのですけれども、それ以外については基本的に地域会のほうに管理委託して利用いただいているというふうに認識しておりましたので、ちょっとその辺は答えは難しいかなと思えます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 私、トイレのことはよく言うのですけれども、非常にあそこは大事な問題だと思いますよ、正直なところ。ただ、前に防犯で見に行ったときには、これが入れるトイレなのかという、正直そういうふうに思いましたよ。ただ、やはり課長が今言うように、環境省と相談するとか、町だけでできないのだというのなら、あの登山口だってもう少し早目に、観光客がやはり夏の間は非常に多く来ているわけですよ、必ずあそこに1台、2台車来ていますからね。そういうようなときで、もう少し観光に力を入れるのであれば、そういうところもきちっとしておかなければだめでないかと。これ、総括でないから余りしつこく言いませんけれども、一応そういうようなことがありますので、よく頭に入れておいて進めてください。

それから次は、多和平の問題についてお伺いしますけれども、ドッグランについては、私、前に出したことがあります。確かに、町長はヤギがいるから犬が危険だからどうのこうのということだったのですけれども、それはそれでわかります。

ただ、この間の道新の夕刊にですか、11月28日だと思ったのですけれども、あのときに中学校の、教育長も先ほど報告ありましたけれども、「夢煌（むこう）」というのですか、壁新聞が、根室・釧路管内で一応10校のうち23点が出てきて、そして、最優秀賞をとったという、そういう壁新聞が出ました。その後、道のほうから大賞をもらったということなので、その中に、私はあれを見て、小さくて虫眼鏡でよく見たのですよ。標茶町にも道の駅が欲しいというようなことを書いてあったのですけれども、よく見たら、結果的に町のほうに話をしてみたら、昔10年くらい前にその話があったと。そして、その答えが、費用がかかる、それから管理が難しい、場所の設置が難しいということが書いてあったのです。その後、中学生がアンケートをとったら、標茶に道の駅をつくってほしいというのが75%あったと、そういうふうに書いてあったのですよ。

ただ、この辺で全部道の駅がたくさんできているにもかかわらず、標茶には何にもない。確かに、今、新聞を見てみると、標茶というのはほとんど載っていないと。厚岸、弟子屈、よく載っている。標茶は寂しいねということはよく聞くのですけれども、そんなようなことで、やっぱりもう少しそういうものに力を入れて、そしてドッグランといっても、今はもうすばらし

いドッグランがありますし、そんなシェパードだとか、ブルドッグを連れてきて放すわけでないわけですから、例えばヤギが違う場所においても、その犬が逃げようような状況にはないのですよ。私も何回もドッグラン、いろんなところへ行っていますけれども、そんな状況にないという今の時代ですから、そうすることによって犬を連れて来た人たちがそこに来ると、多和平に来るといような状況が起きるわけですよ。

それと、トイレの問題についても、私はあれはトイレでない、便所だと前のときに言いましたけれども、この間も行って見ました。そうすると、女子と男子のは分かれていますけれども、この間は女子のほうの便所がくぎが打たれて入れない状態になっていたと。釧路から若い夫婦が1組来ていましたけれども、そのときに、このトイレどうなっているのですかと言われて、私も中をのぞいてみたのですけれども、男子トイレしか使えないという状況、そして入り口には灯油のストーブがぼやぼやとたいてあったと。こんな状況ですよ。

ということは、前に話は聞いたのですけれども、なぜあそこに観光バスが行かないかということを見ると、あのトイレが悪くて観光客が対応できないのだという話を聞いたのですよ。確かに今、いろんなところで、トイレというものは非常に争ってすばらしいものができています。標茶にはもうこの釧路から標茶の間にもないですし、弟子屈の間にもないですし、ほとんどそういうのができていないと。ですから、あそこにもう少しその道の駅みたいなものをつくって、トイレをきちっとして、確かに金にはならないのですよ。メリットがどういってもないですから、余り。ただ、メリットがないからつくらないというのであれば、標茶はどこへ行っても置いてきぼりになってしまいますよ。標茶に立ち寄る人なんていなくなってしまうのですよ、そういうことを考えて。

まして、展望台の上のところの柵は3本くらいですか、もう上から外れたような状態になっていますよ。だから、町長もそういうところへ行って、よく一回りでも二回りでも見てこないとだめなのですよ。そして、いろんな人の話を聞いて、この町をどうしていくのか、観光客をどうやって標茶の町に寄らせるのかということを考えていかないと、ましてキャンプ場なんて特に、ドッグランをつくらなければにキャンプ場は犬のふんがあつて、嫌だと言って中標津のほうに行ってしまうと、開陽台に行ってしまうという話もあります。そして、あそこは傾斜があつて寝づらくて困るのだと。だから、そういう細かいところに、せっかく来る観光客をやはり気持ちよく遊ばせてやるということを考えるためにも、多和平というものをもう少しきちっと考えていただきたいなというふうに考えます。

それともう一点、駅の横にある待合室、あそこも私よく見てまいりました。町長はあそこ、何回か行ったことありますか。

- 議長（館田賢治君） 一番初めの観光客の誘致のことについて、あわせてもらうのかい。
- 2番（後藤 勲君） いいのだけれども。その前の答えをいただければ。
- 議長（館田賢治君） 町長・池田君。
- 町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなお考えがあろうかと思しますので、それはそれとして、ご提言としてお聞きをしたいと思えますけれども、何点か私もちょっとメモしようと思ったのですが、なかなかついていけなかったので、お答えできるかどうかわかりませんが、まず、中学校の壁新聞にそういうお話があったというのは私も一応拝見をいたしましたし、道の駅について町民の皆様からそういうお考えがあるということは十分理解しております。

ただ、施設をつくることはそれほど困難ではないのですけれども、私どもにとって一番大事なことは、やはり維持管理をしていくときのコストをどう考えていくかということだと思えます。そういった中で、道の駅ということが町内でいろいろなところからご要望ありますけれども、なかなかそこら辺の決断に至っていないということも、ぜひご理解をいただきたいと思えます。やはり施設をつくって維持管理に非常に苦慮しているという事例があるわけですので、そこら辺をどうするかというある程度の見通しがなければ、これにつきましては、なかなか困難ではないのかなと、そのように考えております。

それから、多和平のドッグランのお話でございますけれども、これは前回のときもお答えをいたしましたように、多和平というのは、これは基本的に家畜の牛の育成牧場でありますので、その利用者の皆さん方が、最近も鳥インフルという問題が非常に大きくなっていますし、こういった家畜伝染病等々の問題も含めて、やはりそれについては認められないというお話を伺っていますので、私としては、あの場所にドッグランをとという考えについては、これは困難であろうというぐあいに考えております。

ただ、1点、キャンプ場に傾斜があつてということ、これは私もまるっきり同感でありまして、最初、私、平成5年にあの牧場に勤務しましたけれども、なぜ傾斜地にキャンプ場をつくったのかなというのは、正直言って非常に不思議でありました。ただ、それは既にもう設置されていたお話でありますし、それをどういう形で維持するか等々については、いろいろなお考えがあつたと思えますけれども、現状もそういうことだと思っております。

それから、町全体としてどのように考えているかということでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、本町の基幹産業は第1次産業だと思っておりますけれども、観光というのも非常に重要だと思っております。それは、私これまで何回もお答えをしておりますように、消費者の皆さんのご理解をいただく生産でなければ、これからはやはり生き残っていけないだろうと。そういった場合に、観光的な要素というものは非常に重要だと思っております。

ただ、標茶の観光資源として、確かにいろいろ新しい発想の中でつくるべきだというお考えもあろうかと思えますけれども、私は逆に標茶の持っている非常に自然の資産であるとか、それから、これからの観光のやはり目玉になるのは、やはり文化的な体験とか、そういうものがこれから観光にとって非常に大きいということを申されているプロの方たちもいます。そういった意味で、私どもが提案をしております標茶町博物館というのも、これは非常に大きな資源になろうと思っておりますし、それと、後ほどまた議論になろうかと思えますけれども、湿原

の中の温泉ということも、これもまた非常に重要なものだと思っております。こういった私どもが持っているものをしっかりと守っていくということ、それがやっぱり私は、確かに新しいものをというのも大事かもしれませんが、もう一回標茶の持っている資源を見直して、それをブラッシュアップさせていくということ。

観光客のニーズも、これは専門家の皆さんのお考えを聞きますと、変わってきていると。ただ見るだけではなくて、やっぱり体験であるとか、それから道東にとって大きいのは、例えばJR釧網線が観光資源としてどうなのかという発想も必要であろうと思うし、また、標茶の持っている塘路湖、シラルトロ湖の野鳥というものもヨーロッパの人たちにとっては非常に魅力的な資源である等々のお話もありますので、そういった意味で、標茶の持っている財産をきちんと守りながら、それを高めていく、グレードアップしていくということも一つの観光振興施策ではないのかなというぐあいに私は考えておまして、繰り返しになりますけれども、観光というのは本町にとって非常に重要な施策だというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、トイレに行ったことがあるかということで、回数は覚えていませんけれども、たしか3回ぐらいは私行ったと思っております。何回も質問を受けておりますし、そのあたりですし、私は先ほど教育長の行政報告にありました駅伝というのも非常に大事なものだと思っております。町民駅伝大会のときに皆さんとお話をしながら、そのときにトイレも一応どうなっているのかということは何度か見ておりますので、お答えをしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今、トイレの関係については、ちょっと先に行き過ぎたので申しわけないのですけれども、今の町長の考えの観光については非常に標茶としても大事だと。しかしながら、私から見ると、金を使わないで自然だけ見てくれ、図書館もある、早い話が博物館もあるからそっちへ行ってくれというふうに聞こえてくるのですけれども、まして多和平というところについては、町長が先ほど言ったように動物を飼う場所だということのだったら、何のために展望台が必要なのかということ、それと売店も何のために必要なのかと。ああいうものをつくるということ自体そのものは、やはり標茶の観光ということで、ポスターでもいろいろ出ていますよね。人を呼んで、行ってくださいと言っているわけですよ。そうすると、町長だって先ほどキャンプ地が傾斜だったというので、わかっているのであれば、なぜそのようなものを直していかないのですかね。結果的には、私から言わなければやらないということになってくるのですよ。ですから私もしつこく言うのですけれども、これ今総括だったらもっともっと突っ込んでやりますよ、私。そういうことをやって気がついてやらない。まして、サルボ展望台という柵だってあの状態ですから、それだったら、そのようにもう少し道なり環境省に話をして、徹底的に早くやるべきなのですよ。まして、真夏の一番観光に人が来る時期にやらないというのは何をやっているのかと。そして、町長は今言ったように観光は非常に町として大事なものですよと言っているのなら、もう少しそういう力を入れたらいいのではないかと思うの

ですけれども、いかがですか、これ。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、先ほど申しましたように、第1次産業と観光は私は重要な柱だということを申し上げました。多和平というのも標茶にとっては非常に観光の資源として大きいと思っております。それは、私自身があそこに勤務しておりますが、ただ、あの牧場の設置目的は、農家の方から預かった牛をいかに健康に育ててお返しをするかと、これが第一義的なものでありますので、無制限に観光客をとということにならないわけで、それで、これはご理解をいただけたと思いますけれども、基地を旧基地から新基地に動かしたというのも、結局そういう視点なわけです。だから、いわゆる育成牧場としての機能をきちんと守りながら、観光客の皆さんにはあの展望を楽しんでいただきたいという中でやってきたわけです。だから、それにつきましては、この間のいろいろな経過等々も踏まえて、実際に何をやってきたかということについてはご判断をいただきたいと思います。それが十分でないということであれば、それはそれで考えなければいけないと思いますけれども。

それと、あのキャンプ地が平らでない。それは私が変だなと思っただけの話であって、それをつくられた方たちがどういう発想の中でつくられたのか、私、存じ上げていませんし、例えば傾斜地だからということで利用者の皆さん方が全員それに対してノーとおっしゃっているかどうかというのは私は知りませんので、そういった意味で、どうしても変えなければいけないというようなニーズがあるというぐあいに私は判断をしなかったもので、今までそういったしていなかったということでもあります。

それから、環境省等々との話し合いが非常に遅いという話でありますけれども、それは結果としてそうかもしれませんけれども、これはやはり相手のあることです。私どもの要望を伝えながら何が可能か等々については繰り返しをやっているということでもあります。

それから、管理が非常に遅いとかということ、どの時点でどのような、365日私どもがチェックできるわけではありませんので、それはある程度の頻度を持ってやらざるを得ないということでもあります。

私、常に申し上げていますが、それは町民の皆様も町職員もそうですけれども、やはり気づいた時点でこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということであれば、例えば塘路であれば公民館もありますし、役場でも結構ですし、そういったところにぜひご一報いただければ、私どもとしてそのとき何ができるかということ、これは役場職員だけでなく、町全体、町民みんなでやっぱりそういった魅力的な町にしていくという、そういった発想もまた私は必要ではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） そういうのであれば、ここで何のために私がやっているかということなのです。私は皆さんの代表として町長に話をしているのです。それなのに、そういう希望があれば何とかしていくとかということ自体がおかしいのではないですか、考え方としては。

ということは、町の、ここにいる人だってみんな議員の方々は町民の意見をここで発表しているわけですよ、何とかしてくれないか、町長と。そういう話なのですよ。それなのに、そういう意見があったら、ほかのほうから意見があったら何とか考えます、私が言っているやつは考えないのですかということになるのです。どうなのですか、その辺は。おかしいと思わないですか。わかりましたよ。できないことはわかった。その答弁は要らないですから。

先ほど言った駅のトイレの待合室の問題ですけれども、あれは建物はどことどことどこがあれしてつくった場所なのですか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） バスターミナルについては、標茶町で設置しております。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） あのバスターミナルというのは、標茶町だけでつくったものなのですか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） そうでございます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） わかりました。

それで、前に、ここに深見議員もいますけれども、椅子の問題が、寄りかかるような椅子がないということで話がありました、この場所で。ということは、時間を少しくれということで、これから考えますよというような答弁だったと思います。

それと、トイレの壁については、言われたとおり壁はこうなっていました。

ところが、中身を見てみると、男のほうは、トイレの話だとかそんなのばかり言うから申しわけないのですけれども、洋式が1つ、一番最初にありますよね。あとは、4つ和式があります。その和式は正直なところ、あれはどういう規格でつけたのか知らないのですけれども、あれは小学生の便器ですよ。あそこに私が行ったときに掃除をしていた釧路から来ている奥さんがいましたけれども、これちょっと見てくれということで、正直またいでみてもらったら、これじゃあねという話なのです。あんな小さな和式トイレをつくるということの発想がどう考えているのか。確かに、あそこからメリットは何もほとんど何もないですよ。観光客が来て、バスでみんなおりて、トイレだけかりてさっさと行ってしまふ。だから、金をかけないのかというふうに考えます。それともう一つは、男子用の洋式については車椅子の人が入っていけないと。入り口が狭いと。そして、中に手すりがないと。そして、女性の洋式については、手すりはあります。だから、そちらのほうをかしてくださいというような状況にあると。そして、女性のほうの洋式のほうのトイレの水を流すときには、その手すりをたつて一番奥のほうにボタンを押さなければ水が流れないと。あんな普通は横についているものなのです。まして、お年寄りなんか使うわけですから、そういう不便さが非常にあるわけですよ。それと、男子用の小便用の便器そのものも、黒くて水あかがついて何ぼこすつても落ちないと。なぜあんなの

をつけるのかと。そういうのを見るだけで、観光客といたらいいのですか、ああいう人たちが非常に困ると思うのです。

私は、10年ぐらい前に道南のほうに行って、海のそばで魚釣りをしたことがあるのですよ。そのすぐ後ろにすし屋があったと。その横に20メートルぐらいのところに5つぐらいのトイレがあったのです。便所ですよ、正直なところ。そこへ入ったときに、足の踏み場もなかったと。これは一体どうなっているのだという話で、役場に電話をかけてやるかと言ったら、日曜日だったのですよ。それで、この町、何ていうんだっけと言ったら、美国というのですよ。美しい国と書いてあるのですよ。何だと、こつたらところにもう来れないなど、そういう状態になるわけですよ、結果的にはね。

(何事か言う声あり)

○2番(後藤 勲君) わかったよ。トイレの話しているのだから、まずは。そういうことで今の、それと椅子。あれは、ただ平らなところにありますよ。長い時間あそこにバス待ちしていなければならぬ。後ろに支えるものは何もないのですよ。そして、尻が痛いのですよ。あれは今後検討していくということになっていたのですけれども、どのような考え、今までの中に、深見議員から出した後にどういうふうを考えているのですかね。ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長(館田賢治君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) この後、釧網線の話も出てきますけれども、あのバスターミナルそのものが標津線の転換の時期に建てられていますので、多分30年以上か30年近くたった建物だと思います。当時はそれでよかったのかと思いますけれども、ただいま議員からご指摘ありました点につきましては、いろいろ改善していかなければならないなどはと思いますが、深見議員に前回ご質問を受けたときには、暖かいトイレというのは、早速工夫した中で改善させていただいております。そのときお答えした中でも、すぐできるものとできないものと少しお金かけるものも必要ですので、整理した中でよりよい方向で検討してもらいたいと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

(「椅子の件は」の声あり)

○企画財政課長(高橋則義君) 椅子についてもご要望ありましたが、その時点ですぐできるものとできないものとありますので、少しお時間を下さいというふうに答弁したと思います。

○議長(館田賢治君) 後藤君。

○2番(後藤 勲君) 確かに、できるものとできないものがあるのは、それはわかりますよ。だけれども、何か月もたっても、いつまでたってもならないから私が言っているわけですよ。そうすると、金がないのだったらないなりに、今この12月ですから、いろいろと入れかえしたりなんかする人もいるし、何か町政だよりに出る、そういう椅子がもしかえる人があったら出してくださいということでもできるわけですよ、やり方によってはですよ。だから、検討していきますということは、いつまで検討するのかということを知りたいのですよ。会議をやって

いるのかと、正直なところ。そういうところをきちっとしてもらわないと困るのですよ。

それともう一点。最後ですから言いますけれども、あそこにスロープがありますよね。もう相当前から通行どめになっていますよ、あそこ。聞いたら、上から雪が落ちてくるから危ないからと。そんなに10月や11月から雪落ちてくるわけないのですよ。その時点でスロープを使って上がる人がいないのですよ。そうすると、あんなに早くなぜとめなければならぬのか。あそこに管理人がいるのだから、雪が降ってきてからでも間に合うでしょう、とめるのは。例えばの話ですよ。これからそれを改善していくと言うのであれば、階段の真ん中に手すりがついていますよね。見ていますか。わかりますか、言っていること。課長。わかんない。どっちなのさ。

(何事か言う声あり)

○2番(後藤 勲君) いや、わかるか、わからないかと言っている。

(「現地で二、三回は見えています」の声あり)

○2番(後藤 勲君) ああ、わかりました。そこに、結局真ん中に手すりがあるのですけれども、その正面に1つスロープをつけると問題ないのですよ、あれ。お年寄りが上がってくるには。非常に段が高いのです。そういうことも含めて今後改善をしていただきたいというふうに思いますので、それだけ言っておけば何とかしてくれるでしょうけれども、よろしく頼みますわ、まず。答弁だけ。

○議長(館田賢治君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 貴重なご提案と受けとめさせていただきますし、全体的にかなりのご要望ありますので、できるものできないもの全て含めて、今後、予算編成もありますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(館田賢治君) 副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

今、担当課長のほうから話ありましたけれども、さまざま指摘ございました。現地のほうの確認をさせていただきながらできる限り反映できるような対応をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○2番(後藤 勲君) 終わります。

○議長(館田賢治君) 以上で2番、後藤君の一般質問を終わります。

続いて、4番・深見君。

○4番(深見 迪君)(発言席) 私の質問でちょうどお昼かなと思ったのですが、ちょっと昼をまたぐかもしれませんので、よろしく願いいたします。

初めに、釧網線廃止問題についてどのような取り組みをしているかということのテーマで質問いたします。

J R北海道では、2011年5月の石勝線トンネル内での脱線火災事故を初め、2015年、嵐山トンネルでの火災発生まで、5年間で12回も乗客を初めとする命にかかわる重大な事故をしてい

ます。これらの事態に対し国土交通省は、業務改善命令、これは鉄道事業法に基づいてのことですが、それから監督命令、これはＪＲ会社法に基づいてのことですが、これを通告しました。これを受けて「ＪＲ北海道再生推進会議」、これは高橋知事を含めて８人が設立されました。この状況の中、ＪＲは安全投資と修繕に関する５カ年計画を国土交通省に提出しましたが、この中でＪＲ北海道は安全投資や修繕、検査、保守などの計画を示す一方で、使用頻度の少ない設備、ご利用が著しく少ない列車の見直しなど、選択と集中を進めることも明らかにしました。

そこで、質問ですが、そうしてＪＲ北海道は減便や廃駅を行い、ついに１１月１８日、ＪＲ単独での維持が困難な路線なるものを発表しました。その中に釧網線がありますが、釧網線をめぐって、その後ＪＲからどのような話があったのか伺います。また、沿線自治体とどのような話し合いを持ち、今後の対応について協議したのか伺います。

このような情勢の中、釧網線維持のため私たちが何をすべきなのかについて町長の所見を伺いたいのですが、釧網本線利活用協議会、沿線自治体並びに釧路地方総合開発促進期成会の動きとして、住民参加のもと、この間の経過説明を含め釧網線現状維持の運動を行うべきと考えますが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） ４番、深見議員の釧網線廃止問題についてどのような取り組みをしているかとお尋ねにお答えをいたします。

初めに、その後ＪＲからどのような話があったのかとお尋ねですが、ＪＲ北海道島田社長が行った記者会見の前日１１月１７日、ＪＲ本社の部長が来庁し、記者会見で発表する内容についての説明がありましたが、その後についてお話しはございません。

また、沿線自治体とどのような話し合いを持ち、今後の対応について協議したかとお尋ねであります。現在、ＪＲからの具体的な提案はなく、協議の場の設定はされておられません。

次に、釧網本線利活用協議会、沿線自治体並びに釧路地方総合開発促進期成会として、住民参加のもと、釧網線現状維持の運動を行うべきとお尋ねであります。言うまでもなく、本町にとっても沿線自治体においても生活や経済の維持に必要な路線であり、今般のＪＲの発表内容を見、各自治体の驚きと今後の動向を危惧する感想は報道にあったとおりでございます。

北海道においては、北海道運輸交通審議会の小委員会であります地域公共交通検討会議に新たに設置されました鉄道ネットワークワーキングチームにおいても議論が進められるものと考えております。本件について、一義的にはどのようにしたら存続できるのかであり、沿線自治体や関係自治体において、その視点での議論が進められるものと考えております。

本町といたしましても、積極的に議論に加わり、ともに対策を講じてまいりたいと存じますが、その中においてさまざまな任務分担も出てくると考えられますので、その推移を注視しつつ対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 1つ具体的なことを伺いたいのですが、11月10日には釧網線知床斜里一網走間の冬季限定観光列車、有名な流氷ノロッコ号の運行を今期で廃止する検討を沿線自治体に伝えたと。いわゆる地方創生とトレードオフと言わざるを得ないというふうに考えるのですね。国は地方創生をどんと花火を上げたのですが、このこととJR北海道のこういう矢継ぎ早の廃線、廃駅、減便、こういうような状況というのは、私は許すことはできないなというふうに思うのですけれども、流氷ノロッコ号の運行を今期で廃止するということが出たわけですが、標茶の湿原号とかノロッコ号についての情報はこの間ありましたか。ちょっとお尋ねします。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 冬の釧路SL湿原号については、今期運行することで決定しております。

○4番（深見 迪君） ノロッコは。

○議長（舘田賢治君） 高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 議員お尋ねのノロッコ号の情報については、本町にはいただいておりません。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 今期運行することで決定しているということは、いつ廃止されるかわからないかなという見通しも持っているということでしょう。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） SLのお話だというぐあいに考えておりますけれども、実際に私、6月にJR北海道のほうに釧路市長とともに要請に参りました。SLについては北海道で唯一走っているのが釧網線となったという時点で、出発式の挨拶で、これから長らくという挨拶をしたいと申しましたら、とりあえず今年度ということをお願いしたいというようなJRさんのほうから申し入れがありまして、今年度は運行していただくことになりましたということで、昨年、今年度については一応運行していただけたということでもあります。

ただ、非常に懸念されておりますのは、何年かに1台機械をやっぱり、車検がございまして、それを超えなければいけない。非常に費用もかかるし、それよりもっと問題なのは、技術者がいないということをJR北海道さんのほうで、そういったご意見でございました。ただ、あのSLにつきましては、標茶町が保管をしてきたと、そういうこともあって、何とか運行を継続したいという意向は持っているけれども、そういった現実的な問題があって、それとやはり線路のほうの更新にあれだけの重さの機関車を走らせるということに関しては非常にコストがかかっていくということで、そういったことも含めて何が可能か等々についてというお話を伺っておりまして、来年度以降についての確約というのはいたできておりません。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 先ほどの後藤議員のお話、質問を伺って私も思ったのですが、こういうふうにして、後で五十石のことについてもお話しますが、一つ一つ大事な観光資源が観光を大切にすると町長は先ほどおっしゃっていましたが、僕は、標茶の基幹産業をまずしっかりした土台にしていくということが第一義的なもので、その上に観光資源ということがまちおこしのために必要だというふうに思っているのですが、これ、こういう形でJR北海道の言い分の一つ一つ観光資源がそがれていくということを私は非常に懸念していると。ぜひ、このSLの問題についても、これからでも運動を起こして何とか、6月に要請を行ったということなのですが、町ぐるみでやっぱりこのことを考えていくと。釧網線の問題についてもちょっと見えないのですよ。きょう町長からご答弁いただくまで、どういう動きがあの後あったのかというのがなかなか見えないと。だから、町ぐるみでこの問題を考えるという体制をつくらないと、僕はなかなか大変なのではないかなというふうに思います。

もう一点、JR北海道は、あの発表の中で、つまり「持続可能な交通体系のあり方」についての文書、これを道の第3回地域公共交通検討会議というものに出して、それに基づいて発表したわけですが、その中で経営状況の厳しさを、人口減少が経営を厳しくしていると。その原因の中に、要因の中にそれは1つあるかと思うのですが、殊さら人口減少のみを大きさに言っているのですね。これに対して、私たちも、いや、それだけなのかと。そうではないのではないかと、きちんと言論できるものを持っていなければならないと。それは町全体として持っていかなければならないではないかと、このように思うのですよ。

その一例として、JR北海道が開業したとき、昭和63年、このときには営業損失というのは533億円あったのですよ。今年度、平成28年度の営業損失は460億円減っているのですよ、逆に。この460億円の今年度の営業損失、ここから総務省の出先である釧路の総務省の方が標茶に来て説明をやったときに、本当は僕は新幹線は反対なのですなんていうことを言っていましたよね。その新幹線なのですけれども、なかなかここまで利用のあれが来ないわけなのですけれども、この北海道新幹線はつくったときから、当面いつまで続くかわからないのですけれども、40億円から50億円の赤字が続くということをはっきり言っていますよね。そうすると、もしあの新幹線ができなかったら、この分を除いたら、2016年度の営業損失は410億円前後で、開業時から120億円前後も少なくなっているのですよ、営業損失というのは。なのに、少なくなっているのに、人口減少が営業を厳しくしているという、何かほかに転嫁しているように私は思うのです。だから、そういうことについて町長のご所見も伺いたいのですけれども、本当に何か人口が少なくなってきたところはどんどん減便していくのだと、線を廃止していくのだと、駅もなくしていくのだというようなことを丸々受け取って、その理由で受け取っているのかどうかというふうに思うのです。開業時から営業損失がこんなに少なくなっているのに、単独での路線維持は困難という言い方は言いわけにしか聞こえないのですよ。説明ではそういうやりとり、こうせざるを得ないという中で、今私が言ったようなやりとりが出たのかどうか。こんなに開業時から少なくなっているわけさ、何十年もたっているのに。それなのに、これを経

営が厳しくなったということを言うわけであって、そのことについて町長はどういう所見を持っているのか、この2点についてちょっと再度伺いたいのですが。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

J R北海道の経営が苦しくなるということは、当然民営化した時点で想定をされていて、そのために基金を積んで、その果実でということは、これは議員も同じご理解をいただいていると思います。その果実の当初の想定が大体年間500億円程度だったと。それがやはり国のいろいろな施策の中で利息が非常に下げられて、現在は250億円ぐらいになっていると。そうすると、そこでもう既に250億円という差が出てくるわけでありまして、そのことであるとか、また、これは先般NHKでやられていたときに社長さんがおっしゃっていますけれども、やはり鉄道事業の基本は運賃収入であると。その利用者が非常に少なくなってきたということの中で言うと、やはり高速道路の利用者もふえてきているし、人口減少も進んでいると。そういった中で、収入の基本である運賃収入が非常に減っているということは、これはやはり利用者等々の数字を見ても言えることではないのかなと思っておりまして、それと議員もおっしゃっていますけれども、J R北海道さんは、現在、民間企業であるわけでありまして。民間企業であれば、当然赤字が出たときにどう対応するか等々については、それは企業としての判断があるろうかと思います。ただ、鉄道がやはり30年前、民間に移管されたから、この先もずっと民間企業でやっていくべきだというお考えもあるかと思いますが、やはりこういった状況になったときに、公共交通機関としての使命を果たしてもらうために何をしてもらうのか、それと私最初にお答えをしましたが、維持するために利用者を含めて、私どもは何ができるかということをやったり考えていかなければ、これはJ R北海道さんの経営責任だけという話にはならないというぐあいに私は考えております。30年前にこういう想定のもとに進めてきたと。そのときに人口減少、利用者がこれほど減るとは誰も考えていなかったわけで、これは世の中全ての施策がそういうことでありますから、ただ、それが現実問題としてそういうことになっていると。そうすれば、その時点においてどういう判断をしていくのか、国というのは常に新しい判断というのはされるわけですから、それは今の時点でJ R北海道の鉄道をどうやってみんなで守っていくのか発想をしていくことが私は非常に重要なことではないのかなと思っております。

確かに、経営分析等々でいろいろなご指摘があるということは、私も新聞等々で拝見をしておりますけれども、それよりもっとやっぱり大きいのは、この鉄道をやはり今日的な世界、やっぱり地球温暖化等々の中でこの大量交通輸送機関というものがどうあるべきかとか、あれほど自動車社会であるアメリカにおいても、最近鉄道というのを見直してきているとか、いろいろな状況等々ありますので、やっぱり30年前に民営化したときの状況とははっきり異なっているということも踏まえて、私どもとしてはこの線路をどうやって維持していくのかということを知恵を出し、それとそれなりの応分の負担をしていくという覚悟も私は必要ではないのかなと、

そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私は、30年前に国鉄が分割民営化するときに反対、かなり激しく反対運動もありました。結局は民営化されたわけですが、そのときにJ R北海道は6,822億円もの経営安定基金をもらっているのです。そして、しかも先ほど言いましたように、当時昭和63年、当時の営業損失から比べると120億円ぐらい営業損失が減っているという、こういう事実があるので、もっと裏の裏がこのJ R北海道の経営についてはあるのではないかというふうに思うのですが、それは置いておいても、そういう話を、先ほど町長が最後にまとめられたような話、例えば応分の負担というのは運賃少し高くなってもというようなことも含めての話だと思うのですが、もしそういうことであれば、そういう話を含めて、ますます町民の意見交換、公聴会、こういうこと、そういう説明会といいますか、町民の気持ちを一つにして釧網線を守るという、そういうようなことが必要なのだと思うのです。質問の通告の中にそういうふうにして住民参加のもと、この間の経過説明を含めて云々と私書きましたけれども、そういう意味で、住民が議場ででのやりとりだけでなく、それから町長と町の理事者とJ R北海道あるいは道とのやりとりだけではなくて、住民が参加するような形でそういう話を、何とか鉄路を守る話を進めることができないのかということをお問ひしているのですけれども、その点についてはどうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

標茶町としてどういった考え方というか、それを住民も含めた話し合いの場をとということも、場合によってはそれは必要かなと思ひますけれども、私、先ほど申し上げましたように、やはり国に対して北海道と沿線自治体、それからJ R北海道さんと一緒になって、これは要請をしていくということしか多分解決策はないのではないのかなと。いわゆる上下分離方式という提案がされて沿線自治体で負担しろというお話も、これはいろんなところで出てきている話ですけれども、釧網線についてはまだありませんけれども、そうした場合に、例えば私どもが負担できるかというお話になれば、これはやはりかなり困難だと。やはり交付税に頼っているほとんどの町村において、これ以上の負担というのは。そうした場合に、やはり利用者としてどうなのか。この前テレビで社長さんがおっしゃっていましたが、やはり鉄路のいわゆる割引率が非常に高い、これをバス並みに負担願えないかというお話もされていましたが、だから、そういった意味で、利用者としてどこまでの負担が可能なのか、また、行政としてどこまで可能か等々については、それについてはいろいろな情報交換をしながら、これはやっぱりオール北海道として私は国に対して要請していくことしか解決策はないのではないかな。その前段として町民のというお考えについては、それについてはどういう方法がいいのか等々については検討させていただきますけれども、先ほども議員の方から住民の代表である議員というお話も伺っておりますので、ぜひ私は議員の皆様にもそういった住民の皆さんに対して私どもの考え方を

お伝えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私も、事ここに至っては、国が身を乗り出すと、北海道が積極的に鉄路を守る姿勢を持つということは大事だというふうに、町長の考えとそこは一致しています。それ以外にないのではないかというぐらい思っているのですけれども、それにしても、その土台となる力はやっぱり住民の要望ですから、その点をぜひ、今お答えいただいたのですが、受けとめていただいて、住民の声や力がきちっと集約できるような方法を今後検討していったいただきたいなというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時58分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、五十石駅の廃止は容認できないというテーマで行いたいと思います。

10月4日、JRは、無人駅5路線18カ所のうち4路線10カ所について来年3月に廃止する方針を固めたと報道され、このうち大半の自治体が廃止を容認する構えであるとしています。その中に五十石駅がありますが、JRとどのような話し合いをしましたか。また、住民への説明会などの経緯について報告を求めます。さらに、本町として五十石駅の廃止を受け入れたのかどうか伺います。

本町沿線の駅は、まちづくりの面からも、本町の歴史や文化の面からも重要な役割を果たし、また、これからも大きな役割を持つものであると確信しています。したがって、駅周辺地域の住民だけではなく全町民との話し合い、公聴会等が必要であると考えますが、いかがですか。

五十石駅については、利用者が1人でもいれば存続のための努力をしていくべきと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 4番、深見議員の五十石駅の廃止は容認できないとのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、本件に関しJRとどのような話し合いをしたのかとお尋ねであります。本件について最初に意向が示されたのは、昨年6月に本年3月のダイヤ改正に向けた五十石駅廃止の検討をしているとのことでありましたが、五十石駅の利用実態、通学生が5名利用を伝えると

ともに、地域事情を説明する中、本年3月の廃止は見送られました。その後、本年4月にJRの事業内容の説明とともに、再度、同駅廃止に関し検討している旨が伝えられましたが、到底賛同できるものではないとの本町の意向を伝えております。その後、7月、8月と意見交換をする中で廃止の意向が示されましたが、同様な答えをしてきたところでもあります。そして、8月19日に五十石駅廃止の検討についての文書は正式に提出されましたが、その時点においても受け入れられない旨を伝えております。

以上がさきの定例会時に開催をいただきました全員協議会で説明させていただきました内容ですが、地域の意見を聞くべきとの議会の意向を踏まえ、10月4日に現状の説明をさせていただき、疑問点等につきましては、11月15日にJRからの直接説明をする機会を設定いたしました。その間、10月12日にJRから廃止についての申し入れがあったところでもあります。町として五十石駅廃止を受け入れたかとお尋ねではありますが、これまでも受け入れるとの回答はしておりません。

次に、全町民との話し合い、公聴会等を開くべきではないかとお尋ねではありますが、直接利用される地域住民の方々と町民の代表であります議会の皆様との意見交換によって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、利用者が1人でもいれば存続のために努力すべきとお尋ねではありますが、存続するためにはJRが企業として存続を決断するか、町が年間約220万円から230万円と言われております経費を負担し続け、直営で施設の維持や管理をするかしかないわけでありまして、後者については町が対応することは困難と考えており、町としての意向は伝えつつも、JRとしての組織決定をしている現状においては、やむなしとの判断をせざるを得ないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 2つの点を除き、おおむね満足できるご答弁だったというふうに思います。

あの五十石駅、私、今回の質問の中で、本町の歴史や文化の面からも重要な役割を果たし、これからも役割を持つものだというふうに言いました。実は、現在に至っても町は賛同していないということで少し安心したのですが、私、五十石駅に何度か行って、行くたびにあそこに書き込んでいるノートが置いてあるのですね。あそこの民宿をやっている方がノートを置いてくださって、1冊終わったらまた1冊、つけ足して置いているのですね。丹念に読んでみましたが、9月ごろからもう廃止すると聞いて、びっくりして最後のお別れに来たとかなんとかというのがいっぱい書いてあるのですよ。ああ、これだけ五十石駅というのは人気があったのだなというふうに私は改めて認識したのですが、今回の五十石駅の廃止の一つの基準みたいなものがありますよね。利用客が1人でしたか、1人以上いなければならないでしたか。その辺の条件をまず教えていただきたいことが1つと、それからJR北海道は観光客の人たちをカウントしていないのですね。カウントしないのですね。それはおかしいですね。全国的に、さっ

き後藤議員の質問に対しても町長は観光でまちづくりということをおっしゃっていました。だから、まちづくりの点で観光客が駅におりるということは物すごく重要な役割を果たしているのだと思うのです。今でも、時々おりて、何でこんな駅に、僕、ずっと以前の話ですけれども、何でこんな駅と言ったら変だけれども、5人も6人もおりているのです。そして、帰りの汽車を待つのですね。それまであそこにいるのですよ。それが、やっぱり先ほど町長が言った、何もないけど、でもそれが魅力なのだということなのだと思うのです。だから、JR北海道は、お金を出して乗るわけですから観光のために乗る人たちもカウントすべきだということが第1点。そういう話し合いがなされたのかということが1点目、ちょっと伺いたいことです。ちょっとそれだけ教えて。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） カウントの仕方についてはあくまでもJRさんの考え方ですので、その点についてはご承知おき願いたいと思います。JRさんの説明では平成23年から平成27年までの5年間の乗車状況を調査、乗降人の調査を行っております。定例的に使われている方が5年間平均で年1人以下の駅について今回対象としたと。それから、JRさんの説明の中に1人以下でも、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、観光の利用が多くある駅については今回対象にしていない駅もあるというふうにはお伺いしております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 多いというのは、どのぐらい言っていましたか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 具体的に数字としては観光客の数ですので、具体的な数はこちらのほうでもお伺いしておりません。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私は、やっぱりそのところだと思うのですね、1点目は。今までも観光客がその駅があるだけでおりるという実態があるわけです。ですから、それをカウントしないのは民間のJRの考え方なので何とも言いようがないというのではなくて、観光客もきちんとカウントしてみたいということを言うべきだと思うのです、町として。主張すべきだと。だって、それがまちづくりの一つのものになっているわけでしょう。そうしたら、それを主張すると。そのことについてはJRの考え方だから言いようがないというのではなくて、そこできちっと議論をすべきだということが1点目です。

五十石駅は歴史をひもといたら、89年の歴史があるのですよ。1927年ですか、あそこができたのは。言うまでもなく、あそこまで五十石線が来て、あそこから百石線が標茶に来るといような、標茶の歴史にとっても非常に貴重な地域なのです。駅自体も89年も続いている駅だったでしょう。振り返ってみたら、30年以上前、まだ国鉄の時代に茅沼、五十石、磯分内の駅が無人化になるという話が持ち上がって、そのときは、まだ駅員も駅長さんもいたのですよ。それで住民の人たちがこれはまずいということで、たしかあ那时候、もう30年以上前の話なの

でうろ覚えなので、僕も参加したのですけれども、茅沼駅から自転車パレードをして一つ一つ駅、駅長に会って要望書を渡していこうという、そういう住民の運動があったのです。今ならとても僕はできないと思うのですけれども、そのときは僕も自転車に乗って磯分内駅まで走ったですよ、みんなと一緒に。のぼりを立てて、無人駅にするなどか、もう少しやわらかい言葉だったような気がするのですけれども、その当時の駅長さんも、みんなであうふう言いながら自転車おりて要望書を渡したら、本当に丁寧に応対してくださって、結局は無人駅になってしまったのですけれども、そういう住民の声や力がとっても大事だと思うのです。

だから、その周辺のということではなくて、五十石駅の廃止の問題について、やっぱり町民の意見をさっきと同じように聞く機会を持つべきだというふうに思うのです。だから、その点でJRの考え方だからいたし方ないということではなくて、それをちゃんと議論の場にのっけて、本町の考え方も言う。それから、同時に、今最後に言ったこと、こういうことについて、みんなでもう少し幅の広い町民の意見を聞くという、考えを聞く、それを持ってJRとまた交渉を持つという、そういうことについてはいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、私としては議会の皆様方のご議論も承って、そして判断をしてまいりたいというように考えておりますし、基本的にはいろいろな思いがあるということは伝えたとしても、これはやっぱり経営として民間企業が判断をされたことなので、どうすれば維持できるかという提案をしなければ余り効果的ではないのかなと思います。そういった意味で、JRさんから今回のいわゆる駅の廃止等について提案をされた自治体等々の中では、やはりそれは町として経費を負担しても存続させるという方針を出された町もあるわけでございますので、そこら辺は、ほかの町のことについて私は何とも申し上げられませんが、本町につきましては、乗客1名という駅を年間の維持費200万円から220万円、230万円ぐらいかけて維持していくことについて町民の皆様の賛同が本当に得られるのかどうかということについて、私はかなりそれについてはそうではないのではないかなという、私のところに聞こえている声もそういった声が多いわけなので、そういうぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それは町長、町長のところに何人の方がどういう立場で意見をおっしゃっているかわかりませんが、一方では五十石駅を何とか存続したいという意見もあるわけですよ。それを同じ土俵で町内で話し合うということが必要でないかと。町長も参加する、町民も参加する、我々議員も参加して、一体どうなのだという事について意見を聞き合う、出し合うということが、そういう場所づくりが必要なのではないかと。だって、4つしかないですね、標茶駅ね。1つ消えるのですよ、89年も続いた駅が。だから、先ほど言ったように、民間の頭で考えた経営に響くか響かないかという損得だけで考えるわけに本町はいかないわけさ。あの五十石駅が標茶町としてやっぱり残しておきたいなと思うのかどうなのか、それは思

っているから町長は同意してこなかったわけですよね、今までも。だから、そういう点については、先ほど言ったように何十、何百万円かかるという話についても、やっぱり同じ土俵で広く町民と町長と議員が同じ場面で話し合い意見交換する、公聴会をやるということが私必要だと思うのですよ。だって、お互いに、私はそういうふう聞こえてきます、僕もそういうふう聞こえてきますということであれば、これは実体のない話であって、だから、そういう点では共通の一緒にあの駅を守ろうという立場でそういう集まりを持って、公聴会なり意見交換会なりを持つということが今大事なのではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになりますけれども、先ほども申しあげましたように議員の皆様は広く住民の声を代表している、民意を代表しているというぐあいに私は考えております。したがって、民意を代表して議会の場でこういった意見ということを発表するのと同時に、町の考え方も議員の皆さんから住民の皆様にお伝えいただくというのも私はやっぱりこれはとても大事なことでないのかなと考えておまして、住民みんなで集めてどうこうという、すべきということですけども、いろんな場面でそういうお話を伺いますけれども、常に私どもは議員の皆様方の声は住民の皆様の声の代表だというぐあいに受けとめておりますので、ぜひそこら辺も私どもがとっているこの間接民主主義という仕組みも理解をいただいて、すべから直接民主主義が正解かどうかというのは、今、世界の動向を見ればはっきりしているわけですから、そこら辺は私どもが歴史的に堅持をしてきたこの間接民主主義というものを大事にしながら、議会での議論を大事にしたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だとすれば、議会の場で存続するか否かということについてきちっと議場に出すということなのですね。1つは、それを聞きたいと思えます。

それからもう一つは、世界のどの国で直接民主主義が否定されてきているのかというのは、私、不勉強でわかりませんが、標茶の五十石駅は我々標茶の住民の生活に、あるいは思いに密着した駅なのです。そういう意味では、直接民主主義悪くない、私は思いますよ。だから、その議会の場できちんとするのかどうかという。

それからもう一つは、再度ですけども、なぜ町民を一堂に集めて呼びかけて意見を聞かないのかなと私は思うのですけれども、私も私どもでやれるところまで頑張って住民運動をしていきたいなというふうに思いますけれども、その2つの面についてちょっとお答えできますか。議会の場に直接提案するのかどうかということ。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

議会の場でというのは、今、議員のご質問に私、先ほどもお答えをしました。こういうことではないかと思えます。ほかの議員の皆様がそういったご質問があれば、それは私としてはお

答えをしたいと思います。

それと、私、先ほど申し上げたのは、直接民主主義が全て間違っているとか、そういうことを言っているわけではないわけで、ただ、世界の今の潮流として、例えばEUの問題、アメリカの問題、いろいろなところで直接民主主義と間接民主主義の是非が問われているのも事実ではないでしょうか。何でもかんでも直接民主主義という話になっていったときに、どういうことになっているのかということも我々は注視しなければいけないということを申したわけでございますので、決して否定しているわけではない。ただ、我が国は間接民主主義という手法をとっているという前提で私は申し上げているわけでございますので、ぜひ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） アメリカの大統領選挙のような、ああいう形で直接民主主義という形でトップを選ぶという、それは日本にはないですよ。だけれども、次元が違い過ぎるのですよ、話がね。大事なときは、やっぱり否定していないということですから、直接民主主義というのはぜひ考えていただきたいなと思うのですが、先ほどもう最初から220万円、230万円、これは困難だと、そういうふうに言いますけれども、それだって私どもとしては、計算する手だて、材料を持ち合わせていないですよ。どんなふうにしてこれ、金額が出てきたのか。幌延町なんか、3つの駅で159万円だと言っているのでしょうか。だから、町長はことし1年、秘境駅として3つの駅を存続させるために159万円惜しくないよと、来年度の費用を負担すると言っているのですよ。こういう構えを持っているのですね。だから、3つの駅で159万円で、うちは五十石駅で230万円というのはどういうことなのかなというふうに思うけれども、もしそのことを議会の場ではっきりさせるといふのであれば、今のところは同意していないということですから、それはそれでいいと思いますけれども、今後の場面でそれもきちんと出していただきたいというふうに思うのですね。

ついでにもう一つだけ質問をしておきますけれども、よしんば私は五十石を残したいという、そういう思いをすごく強く持っていることの一つに、1つは時間的な問題があります。例えば、いつか誰かが、いやいや、その通学生と五十石駅、標茶駅との距離は等距離だと、同じ距離なのだから問題なのだというような話をされたこともありましたけれども、8分違うのですよ。標茶駅から東釧路まで行くのに、五十石駅と標茶駅間の時間は8分あるのです。これ惜しいのですよ、この8分間というのは。朝、夕方、忙しい時期の8分間というのは。これをひとつ考えてほしいなということと、それから仮に五十石駅から通学していた子が標茶駅からということになったら、1カ月券で中学生で8,150円でしょう。それから、標茶から五十石から乗るとしたら8,150円、標茶から乗るとすれば9,980円ですよ。それから、高校生で言えば、これは1カ月1万440円が標茶からになると1万2,800円。最長6カ月まで定期は買えますから、最長6カ月までもし買ったとすれば、5万6,450円の定期券が6万9,100円になって、1万2,650円も高くなるのです。だから、そういう意味では、中学生でも1カ月の定期券代で言えば1,830

円も多くなる。高校生で言えば2,360円も多くなる。こういうことももちろん頭に入れてお考えになっていると思うのですが、この点はどうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方につきましては、私繰り返し申し上げておりますけれども、今までも議会の皆さん方のご意思として、こうしてほしいということで出された場合、それについて私どもが一方的にだめと言ったことはないと思います。それは、議会の皆さん方と過去にもいろんな場合で議論を闘わせて私は私の考えを申し上げ、議会の皆さんは議会の皆さんのお考えを、その中で最終的にどうするか決めたという経過はあると思いますので、もし議会の皆さんの大多数の意見としてそういうことであれば、ぜひそれについてはお示しをいただきたいと思います。その時点はその時点において町としてどうするかについては検討したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） わかりました。

現状では、再三再四のJR北海道の申し入れに対して、それは賛同しないということを確認できました。駅の廃止については受け入れていないということを確認しました。

もう一点は、議会が五十石駅を廃止すべきでない、残すべきだというふうに考えているのであれば、それは話し合う余地があるということも確認しました。こういうことでよろしいですね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この件にかかわらず、私、議会の皆さん方の意思を無視して強行に進めていたとは私は今まで考えておりません。逆に言うと、議会の皆さん方のご提案によって選択をした政策というのもありますので、ぜひそういった意味でその一つのということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 失礼しました。

事が具体的な事柄なので確かめたのであって、今、町長がおっしゃったことはそのまま受けとめたいというふうに思います。もし間違っていて認識してしゃべっていたのであれば、それはもう失礼しましたと言うしかないかなというふうに思います。

それでは、五十石駅の問題についてはこれで終わらしまして、次に、国保の問題について。これは、かなり端的に質問して端なお答えをいただきたいと、時間をかけたくないのです。

国保の広域化に伴う住民負担増は回避すべきだということで、北海道が保険者になった場合の試算が報道されましたが、標茶町は20%以上国保税が上がることになるという試算でした。町としてこの試算をどのように見ているかということをもっと伺いたいというふうに思います。

この試算はかなりシビアな内容で、道が発表した試算の内容で言うと、夫婦2人家族のモデルで言うと、所得200万円で夫婦2人のモデル世帯で言うと、標茶町は20%以上も国保税が今より上がると。金額にしたら5万9,800円という試算をしているのですね。だから、所得200万円ですよ。200万円で夫婦2人のモデル世帯で年間5万9,800円も上がるという試算を出しているのです。これから交渉に入ると思うのですけれども、こういう道の出した試算についてどのような見解をお持ちか、まず第1点目、聞きたいというふうに思います。

それから、今までの議会質問では「保険税が上がるのではないか」、私2010年と2014年、質問しました。そういう質問に対して、そのようにならないという見解を町長は示しています。けれども、試算が道の言うとおりでしたら、町が保険者のときのように一般会計からのルール外の繰り入れができなくなると被保険者の負担は今までご答弁なさっていたときよりもずっと大きくふえるのではないか、この点についても見解を伺いたいというふうに思います。

それから、激変緩和の措置は当然とられると思うのですけれども、国保税が上がった場合、それはどのような形で措置されるのか、知り得る情報をお知らせください。

保険者が道になったとしても住民の負担軽減のために、従来のルール外繰り入れに相当する形を変えた支援なり補助なりをすべきと考えますが、いかがですか。

以上、質問いたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の国保の広域化に伴う住民負担増は回避すべきとのご質問にお答えをします。

昨年5月29日に公布された医療保険制度改革法により、平成30年度から運営主体が都道府県に移行後の新たな国民健康保険制度の保険料の仮試算結果が、11月1日、北海道から公表されました。公表されたモデル世帯は基礎控除後の所得が200万円、給与収入で約360万円に相当する2人世帯で、標茶町の場合、現行保険料によると29万7,000円、仮算定した率によるモデル保険料は35万6,800円で、5万9,800円、20.1%の増と公表されました。今回の仮算定は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件のもと納付金と各市町村の保険料とを比較することにより、保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を市町村と協議する際の参考として公表されたものであります。この金額算定の基礎となっている数値については、標茶町の所得水準は北海道平均より高く、医療費水準が低い本町は、北海道平均のモデル保険料の37万943円と比べると1万4,143円低く、平均的数値の範囲となっておりますが、これはあくまで必要な費用は保険料や国庫負担金などにより賄うとの原則に照らし合わせた場合の数値と受けとめております。

次に、保険税が上がらないとの見解を示していたとのご指摘ではありますが、それは北海道における標茶町の保険料の位置が平均より上位にあったことから、必ずしも保険料が上がる位置にはないと判断をしていたところでもあります。今般の制度改正は全道一律の保険料にすることが最終目標となっておりますが、それまでの期間については本町におけるルール外繰り入れが

ない場合には、現行の保険税と比較しますと試算のとおりと考えます。

激変緩和についてのお尋ねであります。都道府県繰入金による国保税の措置は、法定外一般会計繰り入れの解消による増加分については対象とならず、したがって、本町につきましては制度の対象とはなりません。国保運営の基本として一般会計からの法定外繰り入れについては、国保財政を将来にわたって安定的に運営していくという観点から、必要な費用は保険料や国庫負担金などにより賄うという保険の原則に反すること、国保に加入していない方も含めた住民の税金を国保に投入することは市町村財政に重い負担をかけること、他の法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることなどから適切ではないとされております。

しかしながら、一般会計からの繰り入れを30年からなくすことは被保険者である住民にとっては負担増となることから、町独自の激減緩和措置も含め、具体的な方策や規模等、北海道、町議会と認識を共有しながら、計画的、段階的な解消について検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 1つ再確認したいのですが、この試算の金額というのは、あくまでも話し合いの材料のために試算したのだということで、これから保険の金額が幾らになるかという事は交渉に入るのですよね。交渉というか、話し合いに入るのですよね。そして、最終決定ではないということをもとに聞きたいなと思うのですが。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

今回、試算11月に発表されまして、道の担当者も来まして協議しまして、この結果等をもとに新たにまた1月に新たな算定結果、そして若干の訂正等もございまして、その試算をもとにまた協議に入って、そういうのもまとめたのが道の運営方針の中に盛り込まれていくスケジュールになっております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） まだ期間があるわけですから、試算というか、最終的に確定する金額というのはいつごろ出る予定ですか。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 最終的な決定につきましては、道の運営方針の決定公表ということで、29年の7月に算定の方針が発表されることになっております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 来年の7月ということですね。

先ほど町長が町独自の激減緩和措置ということも言及されましたので、この来年の7月、最終確定の段階で、また議会で私だけでなくいろんな方がこの点について議論をすると思いますので、きょうは国保についてはこの辺で終わりたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

続いて、8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私は、1番目に、言語に障害のある子供に効果的な言語教育ができる「ことばの教室」の再開をについて質問いたします。

2006年6月に学校教育法が改正され、これまでの特殊学級にかわって特別学級になりました。以前は中心校に「ことばの教室」があり、また、その後、子ども発達支援センター「ふれいばる」での言語活動の通所指導が行われていたと記憶しています。言語に心配のある子供が増加しているのに、なぜそれが行われなくなったのか、また、言葉の指導を必要としている児童の人数は本町でどのぐらいいるのか、お伺いいたします。

特別支援学級在籍で言語に障害のある児童や通常学級に在籍し言語の通所指導の必要があると認められる児童に対して、適切な言語指導を行える教職員は本町に何人ぐらい配置されているか。また、もし配置されていないのであれば、釧路教育局への言語指導専門の教職員の加配を要請すべきと考えるのがいかか伺います。

障害児への指導、教育は、早期発見、早期指導が原則であります。加配が早急に実現しない場合でも就学前の子供たちも含め、適切な言語指導が受けられるよう町独自で専門的な言語教育、指導ができるよう環境をつくるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の言語に障害のある子供に効果的な言語教育ができる「ことばの教室」の再開をのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、本町の「ことばの教室」のこれまでの経過につきましてご説明いたしますが、平成2年6月に標茶町母子健康センター内に標茶町言語治療教室の開設を行ったことに始まり、平成3年8月からは標茶小学校に標茶町「ことばの教室」として移転しました。平成15年4月からは標茶町子ども発達相談室「ふれいばる」として、ふれあい交流センターへ移転、平成17年4月から標茶町子ども発達支援センター「ふれいばる」に名称変更を行い、現在の体制となっております。

これらの編成につきましては、当初は乳幼児健診時に特に言語面での相談が多かったことから、言語治療教室の開設を図り、支援が開始されました。その後は、発達のおくれは言語のみならず他の発達にもおくれや心配を抱えるケースが多いことから、個々に対応した適切な相談支援や早期に必要な指導、助言等の療育を行える体制が必要なことから、現在の子ども発達支援センターの体制となってきたところであります。

現在、子ども発達支援センターで個別の支援教育により言語も含めて療育指導を受けている通所児童数は、毎年20名を超える状況となっております。本町では特に1.6歳児、3歳児の乳幼児健診時に言葉と遊びの相談等を実施し、言語を含め発達障害の早期発見に努めるとともに、その後、個々の発達や障害などに合わせた個別発達支援計画を作成し、遊びや作業、訓練など

発達全般にわたり、必要な支援、療育を行っているところであります。また、その中でも特に専門的な発達支援が必要なケースについては、道立の専門支援機関等によります個別相談を活用するなど、環境づくりに心がけておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、8番、渡邊議員の言語に障害のある子供に効果的な言語教育ができる「ことばの教室」の再開をについて教育委員会についての質問にお答えをいたします。

特別支援学級に在籍または通級する児童生徒につきましては、言語の障害に限らず、精神科の医師、教育心理学の専門家、言語治療や知的情緒の専門家などが審査委員となっております釧路管内教育支援委員会の審査判定を受け、その審査結果に基づき、保護者と学校等関係者との面談を経て、保護者の意向に沿って特別支援学級の在籍や通級を決めることとしており、特別支援学級を開設している学校につきましては、国の学校職員配置基準により、特別支援の学級数に応じて教員が配置されることとなっております。

現在、本町の言語学級の状況につきましては、小学校1校で2名の児童が在籍し、指導を受けておりますが、教員につきましては、国の配置基準によりその学校に1名配置されております。在籍児童の指導に当たっては、その児童の障害の程度や発達段階等に応じて親学級の担任はもとより、校内全体で支援体制の充実を図り、適切な指導及びきめ細やかな支援を行っているところであります。

特別支援学級を担当している教職員につきましては、本町の特別支援教育連絡協議会における研修活動を初め、関係機関による研修会等への参加及び連携により特別支援教育の専門性を高めるとともに、資質の向上に日々取り組んでおり、関係機関との連携では、釧路養護学校等から専門的な知識を有する教員を継続的に派遣をいただき、対象となる児童生徒の特性に合った学習指導、生活指導、進路指導等について支援の方法や支援の体制について指導、助言をいただくなど、支援の充実に努めているところであります。

なお、言語指導専門の教職員の加配を要請すべきとのお尋ねではありますが、現状では特別支援学校に言語聴覚士等専門性のある指導員等が配置されている場合がありますが、通常の学校においてはそのような専門の教職員が配置されることがないことから、教育委員会といたしましては、特別支援学級を担当する教職員に対しては特別支援学校の免許所有に向けた支援を進めるとともに、専門性を高める研修等の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長からご返答のあった20名超の言語、その他障害のある子供が町に在籍しているというお答えでありました。この20名の児童生徒さん、幼児期の方もおられると思うのですが、この方の言語指導、それからその言語指導を受ける場所、それから

どの程度の頻度で行われているのか、お伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

先ほど町長からの答弁で、発達支援センターに通所している児童につきましては20名程度で、就学前の児童生徒が20名を毎年超える前後の人数で推移しています。基本的には、その子のプランにもよりますが、月1回であるとか、人によっては週1回という形で大体1時間程度の時間でスケジュールを組んで、言語にかかわらずその他その子にとって必要なさまざまな訓練のプランが組まれますので、それに応じた療育支援を行っているという状況でございます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、言語の指導にかかわらずその他の支援もということなのですが、言語についての指導をもっときめ細かくやってほしいという家族の方がやっぱり非常に多いと思うのです。そういう意味では、先ほど教育長が答弁された今の指導体制の中で賄い切れている的なお答えだったと思うのですが、実際問題、家族の方は、ある方によっては旭川のほうに母子入院で年に2回、1回2週間程度の母子入院、母子入所という形で続けられています。そういう家族の方の声を聞きますと、せっかくそういうところで専門に技術を、訓練を受けてきているのですが、残念なことに地元に戻ってきて、そういう専門的な指導を受けられる場所がないという悩みを持っておられるのですが、そういう意味では、そういう専門職が非常に不足してもっとふやす努力というのは必要ではないかと思うのですが、お願いいたします。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。教育委員会のほうからも専門資格の、有資格の話が出ましたけれども、実は管内的にも有資格者を持っている方が管内には釧路の支援センターにしかいないという状況です。そこにはたしか1名しかいないということで、基本的には今、渡邊議員が質問の中でありました旭川の道立の施設に専門資格を持っている方がおりますので、そことの連携をとりながら、基本的な部分の指導をそこでしっかりしてもらいながら、その内容をうちの発達支援センターの指導員がその指導内容を受けて、週、その人によってプランがいろいろありますが、それをもとにしながら、個別のプランを指導を受けながらつくって療育相談をしている、療育指導をしているという状況ですので、なかなか専門職の、言語治療のほうの専門士の標茶町での配置というのは非常に現状では難しい状況ですので、他の機関と連携を強化しながら、その子にとって適切な療育指導ができるような体制を引き続きとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 確認の意味でお伺いいたしますけれども、それでは「ぷれいぱる」に行き受けるのは、指導なのか相談なのかということなのですが、指導ということにはならないという受け取り方でよろしいですか。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 私どものほうでは、先ほども町長の答弁にありましたが、それぞれのその障害の程度に応じた個別支援計画をつくっています。それに基づいて、週1回なのか、月何回かか、そのケースによりますが、療育支援を行っています。そのほかに相談支援もそれぞれの乳幼児相談、乳幼児健診の結果、例えば言葉の部分でちょっと心配があるとか、そういう方々の相談については随時受けながら、必要に応じて療育支援の個別計画をつくるのか、療育支援の対象者として申請をしていただくとか、そういった内容の活動をしております。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、学校の現場でのことについてちょっとお伺いいたします。

平成5年ごろですか、学校の職員が札幌のほうの研修に行って、この言葉の研修を受けたという例があると思うのですけれども、このときは町のほう、教育委員会のほうでその研修に参加させたといいますか、個人で研修に参加したのか、その辺の経過はいかがですか。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教育委員会管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

私の記憶では、たしかその当時だったと思いますけれども、1年間札幌のほうで研修という形で、大学のほうで言語の専門の研修に行っていたというふうに記憶はしております。その後、標茶小学校のいわゆる今のお話あることばの教室の中で就学児を中心に言語のの指導をしていたということですので理解をしているところであります。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、今後そういう町のそういう職員をとというか、そういう指導者を養成していくという具体的な方針はお持ちでないですか。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教育委員会管理課長（穂刈武人君） その当時もやはり本人のそういったご希望というものもあって、今ここにことばの教室というものを平成3年に標茶小学校の中につくったという経過もありまして、本人、その先生のご希望も含めてそういう体制というか、研修を持ったということですので、今後につきましては、現状標茶小学校のほうには通級指導教室というのがございまして、比較的軽度の障害のお持ちのお子さん、これ言語に限らず今通級されておりますので、今後そういった研修等が受けてみたいという先生が来た場合には、また、学校ともいろいろ相談しながら進めていくような形になろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 社会福祉検討委員会という場所があると伺っていますけれども、この場でも、このことばの教室の設置の要望が出ていると伺っているのですけれども、いかがですか、わかりますか。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 社会福祉検討委員会の所管は私どものほうで所管しておりますが、平成24年以降の中では、その言語治療教室についてその会議の中で特にそういう要望が出されていたということはちょっと記憶にございません。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） この言語の問題は、3歳までに早期に対応するということが非常に大切だというぐあいには言われています。自立支援法ができてから、早期療育を受ける機会がふえ、小さいころからの支援が可能になってきたということで、しかし学童以降の支援が継続できなくなるデメリットが生じた。

早期療育のおかげで対人関係に関心を持ち、成長における基礎固めができたとしても、自分からかかわりを持とうと思った児童期に言語に障害がある場合、相手に言葉が伝わらず、マイナスの体験を積んでしまうことになる。よい経験を積むことができず、学童期を過ごした場合、せっかく早期療育のおかげで伸びたはずの子供の成長は、マイナスの経験で自信を失い、みずから発信しようとする力をそいでしまう、そういうおそれがあります。結果的に早期の療育を無駄にしてしまうおそれがあると。言語指導は一朝一夕に身につくのではなく、専門的な知識とたくさんの経験を積んだ方でなければできない分野だと。だからこそ、親はうまく話せない我が子に適切な療育を受けさせたいと思っている。これが本当にそういう子供を持ったお母さんの声であります。私たちは、そんな子供たちのささやかな確かな成長を見るのが喜びなのです。そこにしっかり目を向けて対応していただきたい、これがこういう言語障害を持つお母さんの声であるということを紹介し、私のこの1つ目の質問を終わりたいというぐあいに思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 2つ目の質問をさせていただきます。

標茶町振興条例の「地域振興事業に対する支援」の活用を促し、さらなる地域振興をについて質問いたします。

地域振興補助金を活用した「地域的特殊性を有する産業振興事業」で、これまでどのような活用があったのか、また、主な事業名はどのようなものがあったのか、伺います。

私ども中虹別地域では、ブルーベリーの栽培で本制度を活用させていただきました。その結果、まだまだ実績としては確かなものではありませんけれども、こういう事業を利用して行ったことが、地域おこし、まちづくりの面でも非常に役立つと思います。4分の3助成となっているもの、これがある意味では、また地域会の負担になり、次の事業の発展を妨げてしまう結果にもなっているように思います。そういう意味では、この負担がさらに軽減されて、制度の充実をし、推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の標茶町振興条例の「地域振興事業に対する支援」の活用を促し、さらなる地域振興をのぞねにお答えをいたします。

初めに、地域的特殊性を有する産業振興事業でどのような活用と主な事業についてのお尋ねではありますが、標茶町振興条例で住民の自主的な地域振興事業に対して補助をするもので、補助対象事業として6項目があり、地域的特殊性を有する産業振興事業もその一つとなっております。地域振興補助金、地域的特殊性を有する産業振興事業の活用状況は平成22年度1件、11万4,187円、平成26年度1件、12万3,120円となっております。事業としては、地域の観光施設、観光スポットを紹介したウォーキングマップ作成となっております。

次のお尋ねではありますが、議員ご指摘のブルーベリーの栽培は憩いの場を整備する事業項目で制度活用をしていただきましたが、それぞれの自治会において地域課題の解決や地域振興の方策として制度活用をしていただいております。

本町のまちづくりの基本は協働のまちづくりでありますことは議員もご承知のことと存じますが、地域振興補助金もかつての1A1P事業も4分の3といたしましたのは、地域の自主性と行政支援のあり方として妥当な線ではないのかということで、ご理解をいただいたところであります。

また、地域負担については、地域の資金を直接使う方法もありますし、出役等を換算する方法もあり、それはそれぞれの取り組みとして受けとめております。地域コミュニティの強化が目的でもありますので、それぞれの地域における知恵や力の出し合いが重要と考えますことから、本制度につきましては、引き続きこれまでの内容で継続してまいりたいと考えておりますが、振興委員会等のご意見もいただきながら制度の検証も行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、答弁いただいた部分で、確かに私どもが利用させていただいたこの事業、憩いの場を整備する事業でブルーベリーの栽培を行ったという記憶をしております。

そこで、何年か続けてこの事業をやっていききたいなというぐあいに思っただけで地域の中で取り組んだのですけれども、それぞれやっぱり4分の3の補助ということで、その都度、地域会の財政を何年も続けて持ち出すということになかなかうまく地域の皆さんの意思がまとまらない部分がありまして、この憩いの場の整備をする事業から、ある程度の年数を経過した中で、地域的特殊性を有する振興事業というぐあいに変えることは可能なのでしょうか、要請項目。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

1点目に地域的特殊性を有する産業振興事業、それから2点目が特別環境整備、3点目が憩いの場整備、4点目、交通防災、それから5点目が保健体育、スポーツ振興、それから6点目が教育文化の充実というふうに6項目の補助対象事業がありますので、どの事業を選んでいただくかというのは、あくまでも地域の自主性に委ねることになってございます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 済みません。確認ですけれども、憩いの場の整備をする事業をやって、もっとその事業を地域の住民の方に、何と表現したらいいのかあれなのですけれども、憩いの場の整備をする事業を3年間続けて、4年目から地域的特殊性を有する、これに切りかえることは可能なのかという意味の質問だったのですけれども。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどの補助対象事業名、6点ほど申し上げたと思いますけれども、当該地域ではその憩いの場をつくるという整備目的で果実のところを行ったと思いますけれども、1点目、地域的特殊性を有する産業振興事業ということですから、あくまでその目的の部分が重要だというふうに思っています。地域振興補助金でありますけれども、これらにつきましては、地域の振興策をつくっていく、それから地域の課題を解決していく、それぞれの目的があるというふうに思っています。それぞれが新たなものをつくるのも地域振興でありましょうし、地域の振興を阻害する部分を取り除くというのも地域振興だというふうに思っています。ですから、あくまでその中の目的の部分が重要だというふうに思っています。あくまで1点目は産業振興事業ということですので、前の事例につきましては、観光振興の部分での補助内容というふうになっていたと思いますので、申請内容を伺った上で、それについては判断すべきものだというふうに思っているところでございます。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 具体的には、例えば、このブルーベリーの木になる実を活用できるようにこの事業の項目を変えることによってできるのかなど。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） 今のお答えだと、その目的をしっかりと申請してくださいというぐあいに理解してよろしいのですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

事業目的、項目ごとでありますので、新たにそれをもって憩いの場で定着しました。その後、これらの果実をもって新たな地域産業へ結びつけていくというような事業目的なのか、その辺の事業内容を見た上で、継続ということではなくて、これは新たな部分でしょうから、どのような地域戦略を持たれているかということが重要だというふうに考えているところであります。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今のお答え、非常に私たちの地域にとっては励みになるお答えだと思います。そういう意味では、この振興補助事業を利用することによって、今、盛んに学校がどんどん閉校になってその空き地をいかに利用していくかということには、一つのきっかけがあるのではないかなどということを思いまして、この質問をさせていただきました。

以上で、終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

続いて、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） さきに通告をいたしております2点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

初めに、学校給食の食物アレルギー対応と給食共同調理場の建てかえについてお伺いいたします。

学校給食は学校給食法その他の法令に基づく学校教育活動の一環として実施されるもので、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習時間において活用することが求められております。

さらに、学校における食育の推進を図ることも求められております。児童生徒の中には食物アレルギー疾患のお子さんもいるのではないのでしょうか。栄養の管理を職務とする栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う教職員であり、食物アレルギーに対して可能な限り個々の状況に応じた対応に努力されているとも聞いております。

しかし、本町の学校給食共同調理場は、昭和56年に建築され、築35年が経過しており、当時は食物アレルギー対応を想定した施設となっております。

私は、平成26年の4月定例会におきましても、平成21年4月から学校給食衛生管理基準の一部が改正され、調理場の2次感染防止の観点から、区域ごと、部屋単位で作業区分することとなったことを踏まえて、建てかえをするようただしておりました。現調理場は区分ごともそうですが、前段述べましたが、食物アレルギー対応の施設となっていないため、代替食を家庭から持たせるなどの対応と聞いております。

現在、食物アレルギーの児童生徒の状況はどのようになっておりますか。

食物アレルギーは個人個人違いますが、代替食を持ってきている児童生徒は1カ月、何回ぐらいになっているのですか。

代替食を持たせる保護者にとって負担は少なからずあると思いますが、代替食の場合の給食費はどのようになっておりますか伺います。

本年3月、食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議でも、調理場の施設設備の整備に課題があると記されておりました。先日12月1日の全員協議会でアスベスト使用の施設に共同調理場が含まれていることがわかりましたが、調査結果では健康への被害には問題がないとの説明を受けました。安心したところですが、児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するために、やはり一日も早い建てかえをする必要があると考えますが、いかがでしょうか。1点目お伺いをいたします。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 9番、鈴木議員の学校給食の食物アレルギー対応と給食共同調理場の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在、児童生徒の食物アレルギーの状況はどのようになっているかとお尋ねですが、学校給食調理場では毎年、年度当初に各小中学校を通じて保護者に対して児童生徒の食物アレルギーの調査を実施しておりますが、今年度の状況は小学校6校で21名、中学校3校で9名、合計で30名の児童生徒が何らかの食物アレルギーがあると回答しております。

2点目の家庭からの代替食は1カ月で何回くらいあるのかとお尋ねですが、現在、家庭から代替食を持参している児童生徒につきましては、30名中小学校2校で2名おり、その月の献立メニューにもよりますが、一月で約半数は家庭から代替食を持参しております。

3点目の代替食を持たせる場合の給食費はどのようになっているかとお尋ねですが、2名中1名の児童は、アレルギー原因の食材が献立メニューに入っている日につきましては、牛乳等も含め、給食提供は一切行っておりませんので、その日の給食費は徴収しておりません。また、もう一名の児童につきましては、献立メニューにアレルギー原因の食材が入っている日でも主食の御飯や食パン、牛乳、副食でもアレルギー原因の食材が入っていないメニューについては提供しておりますので、給食費は徴収しております。なお、この以外の児童生徒につきましては、その献立メニューを事前に確認し、除去等で対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、給食調理場の建てかえについてのお尋ねですが、教育委員会といたしましては、建てかえについては必要な時期と認識しておりますので、今後、町長部局と整備方針の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の安全で安心な給食提供につきましては、これまで同様、学校教育施設整備基金等の活用により施設の維持、改善を図っていくとともに、調理器具や食器類についても年次的に更新をしながら、より安全・安心でおいしい給食提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の学校給食の食物アレルギー対応と給食共同調理場の建てかえについて、私からは調理場の建てかえについてお答えをいたします。

現在の給食共同調理場は、昭和56年建築で35年が経過しており、建てかえが必要な時期と認識はしております。

標茶町第4期総合計画の第3次3カ年実施計画では、給食共同調理場改築事業を計画しておりますが、ご案内のとおり、現状では学校施設も含め、優先すべき大型事業の施設整備がありますので、今後、将来的な財政見通しを考慮しながら、関係各課で整備方針の検討を進め、実施計画見直しの時期に整備計画をお示しできるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） それぞれのお立場からご答弁をいただきましたし、特に学校給食につきましては、今、教育長が述べられたように安心・安全で、さらにおいしい給食に努めるということをお答えいただきました。どなたから伺っても、本町の給食共同調理場でつくる給食は本当においしいのですよと言われますし、だから議員さんたちも一度は食べに来てくださいと、そこまで言われて、ああ、議会としても所管なりで一応経験しなければならないかななんて思っていました、食物アレルギーで小中で30名がいらっしゃるということで、さらには代替食でもっているということで、給食費は徴収しているというふうにお答えがありました。

私、正直言って、先月11月の給食の献立メニューをいただきまして、そのお母さんから、言ってみれば、うちの子供についてはこれだけのアレルギーがあってということで、わざわざ赤印をつけていただきましたら、20日提供している学校給食に対して、12日お母さんが手づくりで代替食として持っていつているというふうにお話をされておりました。確かに、全てではないですから、このお子さんに関しては魚類がアレルギーだということで伺っておりますから、魚以外のものであれば全て学校給食でつくられたものがいただいております、その一つの食材だけなのだというふうには言われますが、20日のうちの12回という回数を考えたときに、果たして大変であっても給食費を徴収するということはいかかなものかなというふうに思いましたし、最近、衛生法の問題もあって、牛乳が飲めないお子さんは代替食というか、飲料としてヤクルトを提供するとかいろいろありますが、やっぱりおうちに例えば牛乳の場合だったら持っていけない、持ち帰りはできないことになっているというふうに聞いておりました。1食当たり212円の小学生の給食費ですよ、中学校で言えば248円。そういう状況の中で、言ってみれば、たった1種類の食材であっても、月にしましたら12回、多くてですよ、これは。12回の代替食を持たせているというのを聞いたときに、果たして給食費の徴収というのは一部であってもいかなものかなというふうに私は思いました。当時、保護者の皆さんはやっぱりいただかないのだから、給食費は返してほしいと。少しは返金してほしいというふうに言われたようにも聞いておりますし、さらに調理場で伺えば、学校単位できちっと示していただいて、毎月の給食費は徴収に当たって出していただいているからというふうには言われるのですが、私自身これだけの回数があれば給食費についてはどうなのかなというふうに思うのですが、その辺をまず、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教育委員会管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

先ほど教育長のほうからも答弁あったように、何らかのアレルギー疾患を持っているお子さん、30名おるということで、そのうち代替食を持参しているのは小学校で2名ということで、そのうち1名については、アレルギーが原因になっているものがその日のメニューにある場合については、これは主食も含めて、牛乳も含めて、提供していないので、給食費はいただけないのですけれども、今ご指摘あったもう一名のアレルギーが食材に入っている部分のメニ

メニューについての部分についてだけ代替食を持ってきていただいて、そのほか主食のご飯なりパンなり、それ以外のメニューについては給食も含めて提供していると。その辺の経過については保護者の方と学校で十分お話し合いをしていただいて、そういった形で今進めているということでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（舘田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、課長がご答弁されましたように、学校と保護者の中でお話し合いをされて今は徴収をということは理解しておりました。しかし、20回のうちの12回というふうに回数だけを見ると、やっぱり私は、それと保護者の方が代替食を早朝からつくって子供が学校に行くまでに持たせているという、その部分だけでもつくって持たせているということも伺っておりますから、本当に大変な手間なのだろうなというふうに思いますし、さらには、食べている現場では他の児童と違うものを食べていますから、その子の、みんなと同じものを食べていないという、そういう気持ちの問題または他の児童も、えって、あなただけがこれをというような、言葉はちょっと思い当たりませんが、そういう状況が生まれてくるところを、それこそ担任なりがすごい配慮していただいているのだというふうに伺っているのですね。

それと、通告にはないのですが、食器類についても非常に気を使っていると。もちろん、学校の対応については進め方についても書かれておりますが、食器類についてもアレルギーに関しては個々の食器をするようにというふうにも言われておりますから、そういうところを捉えると、児童の精神的な負担といいますか、そういうのもやっぱり考えてあげるべきではないかなというふうに思っております。そういう意味から、課長がおっしゃったように今は親が理解をされているというところですので理解しますが、だとするならば、さらに食物アレルギーに対応した施設というのはやっぱり求められてくるのではないかなというふうに思うのですね。

それから、26年に質問いたしました区分ごと、部屋の単位に分けるということも、当然保健所等々からも指摘は受けているということを私は承知しておりますから、そういう面からすると、町長のお答えになった財政見通しの件ということになるわけですが、やっぱり実施計画3カ年で29年度で5,000万円の予算を一応は計画として見えていますよね。だとすれば、先ほど言った大きな事業というのも正直言って、十分承知はしているのですが、優先度から見ると、子供の安心・安全を含めた中でこの施設の建てかえというのをやっぱり優先順位の中に入れていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご意見として承っておきます。

○議長（舘田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ご意見として承る、意見というふうにとられるのか、議会の中での発言が住民の民意として捉えていただけるのか、そこら辺は先ほどの議論を聞いていてちょっと感じたものですから、言わせていただきたいなというふうに思います。ご意見はご意見として町長が捉えたのだとしても、やはり財政の関係はもちろんありますから、町長にも伺ったわけ

ですけれども、ぜひ予算を組むときの検討材料にさせていただきたいというふうに思います。

次に移ります。消費者行政についてお伺いをいたします。

最近の社会状況、特に消費者トラブルは、高齢者のみならず一般消費者にも及んでおります。高齢者の見守りや消費者トラブルの未然防止のためなどとして、本町は平成17年8月に消費者被害防止等の生活安全ネットワークが設立をされております。北海道内の消費生活相談件数は約3万件、これはこの数字は5年前からほとんど変わらずに減少していない状況と聞いております。特に、釧路管内の3カ年でも平均しますと25年、26、27年で1,300件の相談件数が消費センターに寄せられているというふうに言われておまして、本町でも平成25年で21件、26年が少し減って14件、そして去年は21件が行政側もしくは直接ということで、釧路の消費センターに相談されているというふうに伺いました。さらに、個人的にも消費者協会のそれぞれの皆さんのところに相談があったり、もしくはどうしようもなく泣き寝入りなどを含めると、本町も去年の21件を取り上げてみても、減少しているとは考えられません。

本町は、国の地方消費者行政推進交付金を活用し、北海道の補助金で消費者行政推進事業を消費者協会と一緒に実施しております。

北海道は平成20年、国の推進交付金を活用して消費者行政活性化基金を設置し、市町村が行う消費相談窓口の整備等に財政支援を行っているというふうに聞いておりますが、本町はこの基金の活用はどのようになっておりますか。

消費者生活相談体制は、広域体制がとられて釧路市消費生活センター1箇所となりました。「相談がしづらくなった」あるいは「町に相談体制が整備されていれば」との声も聞かれております。

消費者行政活性化交付金制度を活用した新規事業は平成29年度が最終年になるとも聞いていることから、この活性化基金を活用して本町独自で消費生活相談員体制を確立してはと考えますが、いかがでしょうか。

相談員の育成に当たっても、資格取得のための経費を本町で負担をする考えはないか、伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 9番、鈴木議員の消費者行政についてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、国の地方消費者行政推進交付金を活用した消費者行政活性化基金の活用についてのお尋ねであります。本町は平成21年度より消費者被害の未然防止、消費生活相談員等の研修活動への支援を申請し、平成24年度より問題解決力の強化による対応の向上として申請をし、活用させていただいております。消費者被害の未然防止については、要綱等の改正もあり、3年間のみでしたが、ほかには活用期間延長もあり、9年間として申請をしておりますので、平成21年度申請の事業については平成29年度まで、平成24年度申請の事業については平成32年まで活用させていただくよう手続を行っております。

次に、消費者生活相談体制についてのお尋ねであります。「広域体制になって相談がしづ

らい「町に相談体制があれば」とのことではありますが、町の相談窓口は企画財政課商工労働係となっております。また、釧路管内消費生活相談体制として釧路市が管内町村の事務委託を受けております。町への相談があった場合には担当で対応できる件につきましては直接対応し、内容によっては釧路市消費生活センターへ相談、回答するほか、直接センターに紹介する等の対応を行っております。相談者によっては役場を通さず、直接センターへ連絡されている方もいると伺っております。

消費者行政活性化交付金を活用した本町独自の消費者生活相談員体制の確立についてのお尋ねであります。本町での相談件数は26年度13件、27年度は4件、平成28年度現時点で5件と年間取扱件数も少ないこともあり、担当課における現状の体制で十分対応できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、町長のご答弁の中に、私が申し上げた数字と相談件数にちょっと違いがあるのかなというふうに思います。私はこれは自分が申し上げた3カ年の数字というのは、市民生活課を通して伺った数字でありまして、これは消費生活センター直接もしくは役場を通しての相談件数ということ伺っておりますが、釧路管内においても決してこの数というのは少ないというふうには私は思えませんので、あえてやっぱり本町独自において相談員の体制整備をしてはどうかということでご質問を申し上げたわけですけれども、なかなかこの相談体制というのは難しい資格というふうに、しっかりしたカリキュラムが組まれておりまして、難しいということで、正直言って、では相談員を募集したときにこの資格を取るための募集をしたときに、果たして手を挙げる方がいるのかなという疑問はありますが、これだけ煩雑、複雑なる消費者トラブルにおいてしっかりとやっぱり本町独自の体制というのは必要ではないかというふうに思うのですけれども、もう一度いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

先ほど私、件数を申し上げたのは本町での相談件数ということで、釧路市消費生活センターが受けた件数については議員ご指摘のとおりだと思っております。この件数が多いのか少ないのかという判断になろうかと思えますけれども、私どもは当然広域での処理も含めて現在の町で町内の相談を受け、それに対応できない部分には広域でという、この体制で十分であるというふうに判断をしているということですので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 行政側はこの件数で十分対応し得るという判断だということですが、一方、私どもからすると、やっぱり不十分ではないかという思いがありますから、その辺は意見の食い違いになるのだろうなというふうに思うのですが、せっかくある事業メニューですから、やはりそこところは活用をしたほうが私はいいというふうに思いますし、他の自治体で

は、釧路管内では釧路市と釧路町が相談体制をとっておりますが、ほかの管内、例えば十勝におきましても、きちっとこの事業基金を活用して相談体制をしいているところであっても、増額というか、増員をするというような、そんな取り組みをしている自治体もあるのですね。ですから、ぜひもう一度ご検討していただきたいなというふうに思うのですが、せつかくある基金ですから、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基金があるからやるのか、必要性があるからやるのかということに関して言いますと、それはそれぞれの考え方があろうと思いますけれども、町としては現在そういった判断をしているということでございますので、この先、消費者関係団体の皆様、一般町民の皆様の声も伺いながら、どういった形がいいのか等々については若干研究をさせていただきたいと思っております。

○9番（鈴木裕美君） いいです。終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

続いて、櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 私は、議長に対して、まず初めに断っておきたいのは、答弁を求めようと思っているのは町長であります。そして、適切なる丁寧なるお答えを賜りたいと思うわけであります。

まず、件名でございます。「憩の家かや沼」の現在の運営と今後についてお伺いしたい内容でございます。

釧路湿原国立公園内にある唯一の温泉ホテルである憩の家かや沼を運営している観光開発公社には大株主として1,594株、1,594万円を出資しているところであります。この公社役員として代表取締役には町長を筆頭に経営に参画し、日夜尽力されていると聞いております。先月には新たな調理人も採用され、業務に励んでいるということですが、一般株主や町民は今後の経営存続を大変に心配しているのです。次の2点についてお伺いいたします。

まずは1つ目、憩の家かや沼の経営、運営が縮小されていると聞いておるわけですが、現状についてはどうなっているのかお伺いをいたしたい。

2つ目であります。憩の家かや沼を今後どう運営しようとしているのか、さらにお聞かせ願いたい。この2点でございます。

よろしくご答弁のほどお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の「憩の家かや沼」の現在の運営と今後についてのご質問に、施設の管理者として、また、大株主としての立場で指定管理を受けております標茶町観光開発公社からの報告のもとにお答えをいたします。

1点目につきましては、現状、調理スタッフ等の不足と労働時間等の職場環境の改善を含め

た中のシフト編成となり、宴会、宿泊、仕出しについては制限せざるを得ない状況になっております。レストランにつきましては、週2回の休みと午前と午後に分けての営業をしております。風呂の提供につきましては、従前と同様に行っております。営業の制約により固定費と収益のバランスが崩れ、経営としては極めて厳しい状況となっております。

2点目につきましては、町民の財産であります憩の家かや沼は守るべき資源であり、ぜひとも残していきたいと強い気持ちを持っております。

一方、指定管理者の運営状況を見ますと、極めて厳しい状況となっており、今後の展開を熟慮しなければならないと考えております。今後につきましては、早期に改善計画を専門的な見地を持って作成する作業を進め、それらをもとに最大の魅力である温泉の提供、釧路湿原国立公園内唯一の宿泊機能、食の提供など雇用を守りながら魅力的な運営を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ただいま調理師を初めスタッフの不足という説明はございましたが、その原因は何ですか。なぜスタッフが不足していったのか、それについてお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず1つは、調理員の関係でありますけれども、1名採用となりましたが、1名退職となつてございます。したがって、総数としては変わってございません。その部分では、運営状況といえますか、労働時間を考えますと、先ほど言いました週休2日、そして午前、午後の営業をやるということが限界となっているところでありまして、それらについて営業内容の制約を受ける形になります。

また、その中にあるのはフロント機能、それから宿泊の部分でも早出等もありますから、そういう部分を組み合わせますと、やはり人材的には不足をしているということになってございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） シフトとか、そういうことでこういう状況になっていったと、こういうお話ですが、人気は、憩の家かや沼はあるのですよ。今も一生懸命頑張っているのですが、縮小原因の一つにスタッフ不足で、火曜と水曜についてはレストランは休んでいると。レストランが休んでいるから当然宿泊された方についても食材を提供するというか、お膳を出すことできないということになって、素泊まりみたいな形になるわけですね。こういうようなことをいつまで続けていかれるのか、そこをちょっとお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁の中でも、町民の財産であります憩の家かや沼でありますので、それらを

守りながら、そして最大限の、最大の魅力であります温泉の提供、それから宿泊機能、食の提供等も行いたいというふうにはお話をしたところでありますけれども、いずれにしましてもキーとなりますのは、調理人の確保等がやっぱり重要になってきていると思っております。その中にあるのは、経営状況の改善、先ほど言いました早期に改善計画を立てながらそういう形で進めていって、本来持っている機能を取り戻したいということで考えているところでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） なかなか私も、まだ1年とちょっとしか議員としてやっていないものですから、難しいのですよ。この憩の家かや沼というのは、一般のお店で言ったら商工会に加入されている酒屋さんであったり八百屋さんであったり、あるいは営業されているホテルさんであったりという、そしてまた、その経営に町として1,594株、金額にして1,594万円、これを出資しているということになると、なかなかそこで私の頭では離せないのですよ。どうも一体化してしまう。そういうことになっていくかと思うのですが、ちょっとそこはばかな1年生議員がほざいているなど、このように聞き流しながらご答弁を願いたいのですが、温泉はいつも出ているから、これは誰でもいつでも入れるのですよ、そういう体制が。ところが、やはり大事なのは、食材を提供するよ、かや沼に行ったらおいしいこういうものが出るよ、行ってみようかと、そういうふうになければ、町長が先ほど標茶の産業の中に観光があると、観光を促進していきたいというお話をされていましたが、それはなかなか実現できないのではないかと思うのですよ。早くこのローテーションを組めるようなスタッフを求めるようなことはできないのですか。どういう考えなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

報告を受けている内容であります、実際これまでも調理員の確保という部分ではかなり手がけてまいりまして、市内のホテル等についてもアプローチをしかけてきたという経過がございます。そこにあるのは、管内の中でやはり調理師というものが非常に少ないというのはあります。その中にあるのも、今回かなり経験を踏んだ方に入りましたので、これらも踏まえて情報をまた集めながら、これからの確保を進めていきたいということで伺っているところでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これ質問の1番と2番とごっちゃになるような答えと答弁というか、答弁と質問になるわけですが、我々一般に物事、農業者もそうですし、商売もそうだと思うのですけれども、経営を縮小していったら、これは成り立たないわけですよ、経営としては。やはり金というものはある程度回しながら、さらにその金を使って次の金を生む。働いて何ぼの世界がこういうお商売なのです。ですから、そのなかなか見つからないとかそういうことではなく、もっともっと積極的に働きかける、あるいはどこかからヘッドハンティングでもいいで

はないですか。引き抜いてくるような、そういう姿勢はないのですか。お伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

そういう部分では人材を集めるという部分があります。その部分では人を雇うという部分がありますので、それについてはやはり責任が伴ってくるというふうに考えているところであり、それらの背景も構築しながら進めていかなければならないという部分であります。ただ、議員ご指摘のように、それらの背景が整った場合に、積極的にアプローチしていくという部分については、私どもとしても意を同じくするところでもありますので、それらも含めて取り組みができればというふうに考えているところでもあります。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） できるという話だったのですが、今までそういうことをヘッドハンティングなりなんなりアタックしたことあるのですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

私どももその中であっては、広報といいますか、チラシ等の募集もかけましたし、ハローワーク等も行きました。直接大手のホテルのほうにもアプローチをかけたところでもありますけれども、私もその部分では大手のところでも人材が不足しているという状態が実態としてはあったところでもあります。その中で情報として伝わって、今回1人見つかったというところではありますが、そういう部分では、さらにそれらの強化をしていかなければならないというふうには思っているところでもあります。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） なかなかこの調理人の世界というのはたくさんいるようで狭いというか、人材が集まらないということは私もいろんな人から聞いて理解はしておるわけですが、ただ、逆スパイラルというか、マイナスの方向にどんどんどんどん行ってしまうと、手だても何もできなくなってしまうのです。お金のほうに入っていきたいのですけれども、お金のほうに入ってはだめだという、そういう制約もあるみたいですから、なかなか一歩詰められないと。歯がゆさがあるのですよ。

そういう中で、問題はスタッフは今も一生懸命頑張っているのですよ、現場で。聞くところによると、何か8時間労働のいろんなことがあって休暇もやらんとならない、休みもとらせないとならないから、10時半からお昼の営業が始まって2時、2時に終わって休憩をとって5時、5時から8時までと、そういうようなローテーションを組みながら営業していると。その少人数、少数精鋭の中で一生懸命努力されている。それは評価するのですよ。だけれども、やはり2日間のレストランが休みですというのは、これは致命的なところがあると僕は思うのですね。だって、夜の宴会やなんかも、そこの部分はとれないわけですよ。スタッフがいらないから、調理人がいらないから、休みがとれないから。だから、そこは早く改善せんとならないと僕は思う

のであります。

この制約は、泊まり客をとるなどか、そういうようないろんな話も聞いているのですが、そういう制約というのは今もあるのですか。そこをお聞かせ願いたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

そういう部分でいきますと、先ほどお答えしましたように、人員がそろって十分な対応ができてくるなというふうに思っております。

その中であっては、今なかなか厳しい状況にあると。それらの要因が取り除かれない限り、先ほども言いましたように、人を雇用していくという部分には責任が伴う部分がありますので、それらの背景が整うまではなかなか私どもとしては厳しい状況になるなというふうに思っているところであります。今の少数精鋭で頑張っているスタッフへの負荷もこれ以上はかけられないというふうに思いますので、今のところは制限をかけているということでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） しつこいようでごめんなさいね。きのうの時点で私が調査したというか、そういうことでは、この憩の家かや沼はものすごくいい顧客というか、そういうものを持ち続けてきているのですね。今、制約をかけていると副町長はおっしゃいましたけれども、だけれども、そういう制約をかけている中でも中標津、お隣の町から35名の団体も入っていると。あるいは80人の弁当の要請も受けていると。それはカヌーを愛する人たちの、そういうカヌーのお客さんですね、それがお弁当をかや沼憩の家に頼んできていると。そういう顧客が、あるいは私たちのような年代になりますと都会に出て行って、そういう愛郷の気持ちが出るわけですよ。そうすると、標茶高校を卒業した者が標茶高校を見たいな、大分変わったのだな、クラス会をやりたいな、中学校は中学校でそういうことになる。そういう標茶の出身者が地方に出て行って愛郷の心のもとに、憩の家を中核として、いろんな宿泊だとか宴会だとか、そういうことをやってきているわけです。これを余り長い時間制約をかけると全部失ってしまう。悪い評判が立てば、もうあそこはだめなのだよね、お湯はいいんだけどね、だけど泊まれないのよ、そういう話になってしまう。そういううわさが立つ前に早く手を打つべきだと私は思うのですが、どうお考えですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

期待度といいますか、そういう部分につきましては、それから持っている力というのは私どもも議員と意を同じくするところだというふうに思います。私どもといたしましては、ぜひその環境を整え次第、早急にそういう形を進めてまいりたいと考えている、願うところでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） このどういう運営についてこれからどうするのだということについて

は、いろんな制約、8時間労働とか、そういう労働関係の厳しさというのがあると、それは今までもあったはずなのですよ。今までもあったのですよ、そういう8時間労働というものは。だけれども、急にここに来て出た話ではないはずなのですよ。違いますか。そうですね。ちゃんとここにいる皆さんも8時間労働、それが労働基準法にのっとってやるべきことはやって、今さらきついローテーションだとか、スタッフのそういう休暇、休みを与えるために、そういうことはできないはずなのです。

何を僕が言いたいかというのは、やはり憩の家かや沼、この標茶町の観光を立て直したいのですよ。観光を立て直したい、早く。一日も早く。どういうことをしたらいいのかなと考えたときに一つ、役場内での機構改革に触れる話だから、おまえ、ちょっと行き過ぎだよといって怒られるかもしれませんが、ちょっと聞いてください。今ある係を前のように課として、何課でもいいです。観光課でも商工観光労働課でも何でもいいですわ。そういう課を新設して充実させ、再生を図るべきでないかなと。それが町に課せられた唯一のこの憩の家かや沼を立て直すというか、そういう一助になるのではないかと思うのですが、行き過ぎたらごめんなさい。ちょっとお考えを聞きたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 役場の体制をというご質問でございますので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

ご提案の趣旨につきましては、十分理解をするわけでありまして、役場総体としてどういった組織形態がいいのか等々につきましては、それについてはこの観光振興も重要な柱でありますので、当然ほかにも重要な柱等々もございますので、そこら辺についてはご提案として承っておきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、私のような者の提案を町長は真摯に受け入れてくださったと。このことは非常に感謝申し上げるところであると同時に、この時間が非常に無意味でなかったなと感じているところでございます。これからの経営の一つの考え方、これはやはり……

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） 何。

（「経営は観光振興」の声あり）

（「運営だからいいのだ」の声あり）

（「それは議長の権限だから」の声あり）

（「だから……」の声あり）

（「議長がいいと言っているのだ」の声あり）

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） ちょっと黙っていて、ちょっと、黙っていて。

○議長（館田賢治君） 議長2人いないから黙っていて。

○1番（櫻井一隆君） 議長2人いたら困るのだわ。

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） いいですか。議長、いいですか。

何言うかわからなくなってしまったではないですか。

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） この経営本体の立て直し、これはやっぱり申しわけないけれども、町長、副町長初めお役人さん、自分のお財布でお金を稼いだことのない、そういう人たちが直接経営というものを理解していないところがあるのではないかなど。やはりここは大事な標茶の憩の家かや沼、この経営と営業を存続する意味においても、立て直しを図る意味においても、民間に譲渡できないものかなど。いわゆる公設民営なのです。そういうことも1つ視野に入れながら、このすばらしい憩の家かや沼、変なうわさが立つ前に新しい体制に持っていくと、それもまた標茶町をリードする町長の決断でないかと、私はそう思いますが、いかがでしょうか。町長の考えをお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 開発公社の代表取締役社長として、その件につきましては、先ほど申し上げましたように、経営改善計画をつくる中で選択肢の一つとして当然想定はしておりますということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっと僕、頭も悪いし耳も悪いものですから、今、町長が答弁されたのは、私が今質問した公設民営化も一つの選択肢に入っているということなのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そのように報告を受けています。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 十分私は納得がいきました。これで我が標茶町の最高の、そして釧路湿原の中にあるたった一つの温泉、この憩の家かや沼がこれからも存続していくと、こういうお話でございますので、そのようにひとつ町長、もう一度くどいようですが、汗を流してこの本町の愛郷を示していただきたいと、こう思いまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。持ち時間は3時までと言われておりましたが、若干出てしまいましたことをおわび申し上げます、大変失礼いたしました。

以上でございます。（拍手）

○議長（館田賢治君） 以上をもって櫻井君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 3時02分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 9番

鈴 木 裕 美

署名議員 10番

平 川 昌 昭

署名議員 11番

本 多 耕 平

平成28年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水曜日） 午後10時00分開会

- 第 1 議案第49号 土地改良施設の災害復旧について
- 第 2 議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第51号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第52号 標茶町農業委員会の定数に関する条例の制定について
- 第 5 議案第53号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第54号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第55号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第56号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長補佐 | 齋藤正行君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤吉彦君 |

建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後10時00分開議)

◎議案第49号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。議案第49号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長 (牛崎康人君) (登壇) 議案第49号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年8月20日から21日にかけての台風11号により被災した排水路を、土地改良法に規定する土地改良事業として復旧するため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第49号 土地改良施設の災害復旧について

土地改良施設の災害復旧について、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項で準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求めるというもので、災害の名称は台風11号災害、発生は8月20日から21日です。箇所番号及び事業名は、

664-1 上多和1地区農業用施設災害復旧事業、

664-2 上多和2地区農業用施設災害復旧事業、

664-3 上多和3地区農業用施設災害復旧事業、

664-4 上多和4地区農業用施設災害復旧事業です。

なお、被害状況は最大24時間雨量104.5ミリメートルの豪雨に起因する異常出水により、のり面崩壊及び土砂埋そく、連結ブロックの決壊及び不陸が生じ排水路の機能を失ったというものです。地区ごとの復旧工事概要につきましては議案説明資料として災害復旧事業計画概要書を添付してございますのでそちらをご覧くださいと思います。

議案説明資料1ページをご覧くださいと思います。ご覧のように本町上多和地区4カ所の排水路について復旧事業を行うというものでございます。

続いて2ページをご覧くださいと思います。上多和1地区ですが、ページ中段の被害状況欄に記載のとおり、のり面崩壊と土砂埋そく、連結ブロック決壊の被害を受けました。復旧工事計画としては、機能回復を図る総延長は912.24メートルで連結ブロックの布設替えがL=639.46メートル、特殊かごL=4.26メートル、のり面復旧の張芝がA=703平方メートル、

土砂埋そく除去がL=407.02メートルでその他仮設工等を合わせ事業費は4,216万5,000円になります。

次に、3ページをご覧くださいと思います。上多和2地区は、のり面崩壊と土砂埋そく、連結ブロックの不陸の被害を受け、復旧工事計画としては機能回復を図る延長が34.84メートルで連結ブロックの布設替えがL=34.84メートルのほか特殊かご、のり面復旧、土砂埋そく除去などで事業費は214万1,000円となっております。

次に、4ページになります。上多和3地区はのり面崩壊と河床部浮き上がり、連結ブロック決壊の被害を受け、それに対し、機能回復を図る総延長が576.31メートルで連結ブロックの布設替えがL=562.10メートル、特殊かご、のり面復旧などで事業費は4,760万5,000円になります。

最後に5ページになりますが、上多和4地区は、のり面崩壊と連結ブロック不陸の被害に対し、機能回復を図る総延長が66.70メートルで連結ブロックの布設替えがL=57.40メートル、特殊かご、のり面復旧などで事業費は621万9,000円になります。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） このたびの台風による被害というのは、主に多和地区が非常に多大な被害を受けたということで、これは土地改良法にのっとっての議決を要するというところでございますけれども、ちょっとお伺いしたいのは計画概要ですから、これは議決になれば即実施、または工事にかかろうという趣旨なのか、またはこれ査定を改めて受けていくのかそういうことはどのようにこれからの手法としてはお考えになっているのかと。それとこの台風の被害というのは排水路のみならず大きな被害が出たのは従前から説明を受けておりますが、今回の多和地区における排水路については、他の補強面について例えば災害復旧の事前これから考えられる、連結されている補強的な面の復旧計画というのはどのように考えておられるのか。まずこの辺をお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

いわゆる公共債、補助金を活用した災害復旧の場合ですね、まず実施設計を行いましてその事業計画について国の査定を受けまして事業概要が固まるという形でございます。

今回、お示ししている計画については査定を受けたものでありましてこの内容にのっとって事業をこれから進捗させていくと、そういう流れになってございます。それから補強工事というご質問でございましたけれども、もともとこれらについては国あるいは道営の事業で整備した排水路でありまして、町が移管を受けたのちは善良な管理者の責任をもって管理す

るという範囲で管理をしてございます。通常の予算の中で支障木の伐採等を行っておりますけれども、河床部にある連結ブロックの不陸等についてはなかなか発見しづらくて、やはり今回のような大きな雨で被害を受けるケースが多いということがまず一つありますし、日常的に河床部にある連結ブロックの不陸等を点検しながら直していくというのはかなり困難な状況にありまして、それらブロックについては日常のメンテナンスの中では、今のところは手をかけておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 平川君。

○10番（平川昌昭君） 残存施設の補強というのは困難な状況で今のところは手をつけられないというようなお答えですが、いずれにしてもそういうことについてはやっていかなきゃならない、来年度またそういう時期にきたら懸念することも考えられます。ただ、補強する場合のこれから検討されるべきだと思いますけれども、そういうものに対しての予算的な措置をとる場合に、この場合は土地改良法からいくと補助率というのはどういうふうと考えていくべきでしょう。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回につきましては、災害復旧事業で北海道的にですね激甚災の指定を受けているということで、ほぼ100%に近いくらいの補助率で補助金をいただくことになっております。ただ、今お話のメンテナンスの部分については通常は補助事業についてはない状況でありまして、実際のところは被害の起きたところを直していくというような現状があるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第50号を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要があることから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、軽自動車税を種別割とする改正、軽自動車税における環境性能割の創設などであります。

なお、この改正につきましては、施行日が平成29年4月1日とされておりますが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月まで2年半延期とされたことに伴い、現在開会中の第192回臨時国会に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」として提出され、11月18日に可決成立し、同月28日に公布され、この条例の施行日が平成31年10月1日とされ、内容にも一部改正がなされることとなるものです。しかし、国からの条例改正の原案について現在精査できていないことから、それら施行日の改正につきましては、後日、改めてご提案することを申し添えまして内容の説明をさせていただきます。

議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては議案説明資料により行います。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の6ページをお開きください。

区分、賦課徴収、改正項目1番、納税証明書で、条項は条例第18条の3。改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、軽自動車税を種別割に名称を変更するもので、「軽自動車税」を「種別割」に改めるものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

次に、区分、軽自動車税、改正項目2番、軽自動車税の納税義務者等で、条項は条例第79

条第1項から第3項。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称を変更することとしたもので、第1項及び第2項を次のように改めるものです。

第1項は、軽自動車税は、3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を、軽自動車等の所有者に種別割を課すものです。

第2項は、前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、道路以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる3輪以上の軽自動車の取得者を含まないものとするものです。

第3項は、法の条文の異動に伴い、参照している条文等の字句の修正を行うものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目3番、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲で、条項は条例第79条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、条文を削除するものです。なお、この規定は、改正項目5番で再定義するものです。

施行につきましては、平成29年4月1日とするものです。

次に、改正項目4番、軽自動車税のみならず課税で、条項は条例第80条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、軽自動車税のみならず課税について規定するものです。

第1項は、軽自動車等の売買契約において、売主が所有権を保留している場合であっても、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課すもの。

第2項は、第1項の売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を所有者とみなして、軽自動車税を課すもの。

第3項は、販売業者等が、その販売その他運行以外の目的のため、車両番号の指定を受けた場合、その販売業者等を取得者とみなして環境性能割を課すもの。

第4項は、日本国外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該車両を日本国内に持ち込み運行の用に供した場合には、軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課すものです。

なお、この規定は、旧「軽自動車税の課税免除」の規定を全部改正したもので、課税免除の規定は、新たに改正項目12番で規定しております。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目 5 番、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲で、条項は条例第80条の 2。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法改正にあわせて条文を規定するものです。なお、この規定は、改正項目 3 番で削除した規定を再規定するものです。

施行につきましては、平成29年 4 月 1 日とするものです。

次に、改正項目 6 番、環境性能割の課税標準で、条項は、条例第80条の 3。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、環境性能割の課税標準について規定するもので、課税標準は 3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は50万円とするものです。

施行につきましては、平成29年 4 月 1 日。適用は、平成29年 4 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものです。

次に、改正項目 7 番、環境性能割の税率で、条項は、条例第80条の 4。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、環境性能割の税率について規定するものです。

第 1 号は、ガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（非課税の規定の適用を受けるものを除く。）は、100分の 1 とするものです。

第 2 号は、ガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。）であって、非課税及び第 1 号の規定の適用を受けるものを除くものは、100分の 2 とするものです。

第 3 号は、非課税、第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車以外の 3 輪以上の軽自動車は100分の 3 とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 6 番に同じであります。

次に、改正項目 8 番、環境性能割の徴収の方法で、条項は、条例第80条の 5。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、環境性能割の徴収の方法について規定し、環境性能割の徴収については、申告納付の方法によることとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 7 番に同じであります。

次に、改正項目 9 番、環境性能割の申告納付で、条項は、条例第80条の 6。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、環境性能割の申告納付について規定するもので、第 1 項は、環境性能割の納税義務者は、新規取得により車両番号の指定を受けたとき及び中古車取得により車検証の記載の変更を受けた日から15日を経過する日までに必要な事項を記載した申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付しなければならないものとするもので、第 2 項は、3 輪以上の軽自動車の取得者は、必要な事項を記載した報告書を町長に提出しなければならないものとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 8 番に同じであります。

次に、改正項目 10 番、環境性能割に係る不申告等に関する過料で、条項は、条例第 80 条の 7。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、条例において規定することとされている、環境性能割に係る不申告等に関する過料について規定するもので、第 1 項は、正当な理由がなく、前条の規定による申告又は報告をしなかった場合には、10 万円以下の過料を科すもので、第 2 項は、前項の過料の額は、情状により、町長が定めるものとし、第 3 項は、第 1 項の過料を徴する納入通知書に指定すべき納期限は、発布の日から 10 日以内とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 9 番に同じであります。

次に、改正項目 11 番、環境性能割の減免で、条項は、条例第 80 条の 8。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、環境性能割の減免について規定するもので、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号（身体障害者等に対する種別割の減免）に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものについて、減免するものです。

施行及び適用につきましては、改正項目 10 番に同じであります。

次に、改正項目 12 番、種別割の課税免除で、条項は、条例第 80 条の 9。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法改正にあわせて規定が新設されたことによる条文の移動及び再規定で、旧「軽自動車税の課税免除」の規定を「種別割の課税免除」として新たに規定したものです。

施行につきましては、平成 29 年 4 月 1 日。適用は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

議案の 3 ページをお開きください。3 ページの一番下の行になります。

第 80 条を次のように改める。次のページをお開きください。

（軽自動車税のみならず課税）

第 80 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するた

め取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第80条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（1）救急用のもの

（環境性能割の課税標準）

第80条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第80条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの、100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの、100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの、100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第80条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第80条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第80条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下

の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第80条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第80条の9 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

議案説明資料の9ページへお戻りください。

次に、改正項目13番、種別割の税率で、条項は、条例第81条第2号。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行い、第2号ア及びイを改めるものです。このア及びイの改正内容ですが、税率の改正はございません。それぞれの種類別に符号が付く改正を行ったもので、アの軽自動車、2輪のもの(側車付のものを含む。)にカタカナの(ア)を、3輪のものにカタカナの(イ)を、4輪以上のものにカタカナの(ウ)を付し、4輪以上のものの乗用のものにローマ字の小文字aを、貨物用のものにローマ字の小文字bを付し、専ら雪上を走行するものにカタカナの(エ)を付し、イの小型特殊自動車、農耕作業用のものにカタカナの(ア)を、その他のものにカタカナの(イ)を付したものです。

施行及び適用につきましては、改正項目12番に同じであります。

次に、改正項目14番、種別割の賦課期日及び納期で、条項は、条例第82条、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び同条中「軽自動車税」を「種別割」に改めるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目13番に同じであります。

次に、改正項目15番、種別割の徴収の方法で、条項は、条例第84条。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び同条中「軽自動車税」を「種別割」に改めるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目14番に同じであります。

次に、改正項目16番、種別割に関する申告又は報告で、条項は、条例第86条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行

うものであります。

施行及び適用につきましては、改正項目15番に同じであります。

次に、改正項目17番、種別割に係る不申告等に関する過料で、条項は、条例第87条。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行うものであります。

施行及び適用につきましては、改正項目16番に同じであります。

次に、改正項目18番、種別割の減免で、条項は、条例第88条。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び第1項、第2項並びに第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行うものであります。

施行及び適用につきましては、改正項目17番に同じであります。

次に、改正項目19番、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等で、条項は、条例第89条。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、第2項及び第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行うものです。

施行及び適用につきましては、改正項目18番に同じであります。

次に、改正項目20番、身体障害者等に対する種別割の減免で、条項は、条例第90条。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び第1項、第2項並びに第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、条文中の字句の修正を行うものです。

施行及び適用につきましては、改正項目19番に同じであります。

次に、改正項目21番、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、条項は、条例附則第15条の2。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとされたもので、本町の場合、北海道が行うものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものです。

次に、改正項目22番、軽自動車税の環境性能割の減免の特例で、条項は、条例附則第15条の3。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、当分の間は、条例第80条の8の規定を適用せず、道府県が定める自動車税の環境性能割において行う減免の対象車両と同じ対象範囲の3輪以上の軽自動車を減免の対象車両とする条例を定め、その減免に関する事務は、定置場所在の道府県の知事が行うものとされたもので、本町の場合、北海道知事が行うものです。

施行及び適用につきましては、改正項目21番に同じであります。

次に、改正項目23番、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例で、条項は、条例附則第15条の4。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在の道府県の知事にしなければならないこととされたもので、本町の場合、北海道知事にするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目22番に同じであります。

次に、改正項目24番、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付で、条項は、条例附則第15条の5。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を定置場所在の道府県に交付しなければならないものとするもので、本町の場合、北海道に交付するものです。

施行及び適用につきましては、改正項目23番に同じであります。

次に、改正項目25番、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、条項は、条例附則第15条の6。改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、営業用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとするもので、第1項は、改正項目10番で説明した第80条の4第1号に規定する車両の税率を100分の0.5とし、同条第2号に規定する車両の税率を100分の1とし、同条第3号に規定する車両の税率を100分の2とするもので、第2項は、自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の4第3号の規定の適用は、税率100分の3を100分の2とするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目24番に同じであります。

議案の8ページをお開きください。中段の少し下あたりになります。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第80条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うため

に要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表は左から右に読み上げます。

第1号、100分の1、100分の0.5。第2号、100分の2、100分の1。第3号、100分の3、100分の2。

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

議案説明資料の12ページをお開きください。

次に、改正項目26番、軽自動車税の種別割の税率の特例で、条項は、条例附則第16条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)の1年延長及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、見出し及び条文中「軽自動車税」の次に「種別割」を加え、条文中の字句の修正は、第2項から第4項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものです。

議案説明資料14ページの議案第50号資料②の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表は、左が改正後で右が改正前となっております。

改正項目13番、第81条で各種類別に符号を付したことによる表中の字句の修正で、第1項から第4項の表の左欄の事項ですけれども、右の表の左欄をご覧いただきたいと思うのですが「第81条第2号ア」を左の表の左欄をご覧いただきたいですけれども「第2号ア(イ)」、「第2号ア(ウ) a」、「第2号ア(ウ) b」にそれぞれ改めるもので、表中の中欄、右欄の税額に変更はございません。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

議案の11ページをご覧ください。中段のちょっと下くらいになります。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)の一部を次のように改正する。

議案説明資料の12ページをご覧ください。

区分、附則、改正項目27番、標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)の改正附則第5項、軽自動車税に関する経過措置で、条項は、改正附則第5項。改正

内容は関係法令の改正による規定の整理で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、附則第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第81条及び新条例」を「標茶町税条例第81条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改めるものです。

議案説明資料の16ページをお開きください。議案第50号資料③になります。新旧対照表です。表は全面改正となっておりますけれども、これも同じく左が改正後、右が改正前になります。改正前の右側の表の左欄、「新条例第81条第2号ア」を改正後の左側の表の左欄「第81条第2号ア（イ）」、「第81条第2号ア（ウ） a」、「第81条第2号ア（ウ） b」にそれぞれ改める。中欄、右欄の税額については変更はございません。

次に、右側の表の左欄「新条例附則第16条第1項の表以外の部分」を左側の表の左欄「附則第16条第1項」に改めるものです。中欄、右欄については変更はございません。

次に、右側の表の左欄「新条例附則第16条第1項の表第81条第2号アの項」の欄を新たに付した符号別に区分けをしたもので、「新条例附則第16条第1項の表第81条第2号アの項」を左側の表の左欄「附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項」、「附則第16条第1項の表第2号ア（ウ） aの項」、「附則第16条第1項の表第2号ア（ウ） bの項」に改め分割し、右側の表の中欄「第81条第2号ア」を左側の表の中欄「第2号ア（イ）」、「第2号ア（ウ） a」、「第2号ア（ウ） b」にそれぞれ改め、右側の表の右欄「平成26年改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用される第81条第2号ア」を左側の表の右欄「平成26年改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用される第81条第2号ア（イ）」、「平成26年改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用される第81条第2号ア（ウ） a」、「平成26年改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用される第81条第2号ア（ウ） b」にそれぞれ改めるものです。なお、それぞれの項目の税額に変更はございません。

議案説明資料の12ページにお戻りください。施行及び適用ですが、改正項目26番に同じであります。

議案の13ページをお開きください。

附則でございますが、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

これで、議案第50号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 質疑というよりもちょっと言葉の内容がわからないのでお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

内容としては説明資料の12ページ、軽自動車税の部分の改正内容26の項目ですね。そのグリーン化特例とあるのですけれど、これは一体どういう意味を指すのでしょうか。お知らせ

してください。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

グリーン化特例の内容でございますが、これにつきましては平成27年度の税制改正においてですね、規定されたもので排ガス等の基準値により、本来の税額が75%軽減、50%軽減、25%軽減と3段階の軽減の特例が設けられたということでございます。これにつきましては27年の5月臨時会においてこの分の規定についてはご提案申し上げているところでございますけれども、細かく言いますと75%軽減になるものは電気自動車及び天然ガス自動車でおおむね100分の75を軽減すると。第2項は平成17年度排ガス規制に適用し、平成17年度排ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものと、いろいろ書いてあるのですがこれらについておおむね100分の50軽減すると。それよりも若干基準の緩いものについて、100分25軽減するというので、新車時においてそれらの車両に該当するというものについては、よく皆さん車の後ろのほうにステッカーがついていると思うのですが。星がいろいろ付いていると思うのですが。それらの部分によって判断されて税金が軽減されているという規定でございます。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、盛んに国のほうで自動車税の改正ということで、低燃料化といういろいろな、電気自動車だとか水素で走るかということ、またある程度の基準がくれば段階的に税制を改正していくということに今審議中なようですけれども、これもそれに準じて、次年度というか今審議中の法案が変わればここもまた変わってきてそれを適用していくということですね。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 国のほうの動きはまだはっきりしてはございませんが、今回ご提案申し上げたのは1年間、この規定は延長すると。これについては平成28年度までの規定でございましたが1年延長するというので今回ご提案させていただいております。今、議員申し上げたように車の環境技術というのは、日々進歩している部分がございます。税制調査会の中でも言うておりますけれども、その年その年の技術の内容によってこれらについては検討を要するというような書き方にしていますので、その年その年の技術の内容によって制度の中身は変わってくるものと考えてはおります。ただ、今現在こうだということは決まっておきませんので私の口からは、そうなりますという部分のお答えはできかねますけれども、ものの言い方としてはそのような言い方をしていますので、そのようになるのではないかと考えております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） ちょっと確認させていただきますけれど、冒頭ですね施行が29年の

4月1日から施行であるが、国の消費税率の改正に伴って若干確定はしていないという言い方で受け取ったのですが、実際は来年度4月1日からではないという、法的には早くも4月1日から施行しますよという解釈でよろしいのですか。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） わかりづらい説明をして申し訳ございませんでした。

今、櫻井議員からご質問があったグリーン化特例については平成29年度につきましても、1年延長するという規定でございますので、これらについては4月1日適用がされます。それでないと年度が1年延びませんので、これらについては延びることになります。

冒頭で説明申し上げましたのは、当初この税条例改正の案をあげたときにはまだ国会、通ってなかったものですから平成28年度の税制改正による改正分が今申し上げた内容になって、条例の施行日が平成29年4月1日とされておりましたが、11月の28日に社会保障の安定財源の確保等をはかる税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布され、これによってですね、先ほどご提案申し上げました種別割にする改正と環境性能割の導入については平成31年10月1日とされて出てきております。条例改正の原文もおととい、月曜日に手元に届いたわけなのですが、まだちょっと精査できていない部分もございますので、先ほどご提案を申し上げたように後日改めて提案することということで申し添えて先にご提案させていただいたということなのです。ですからこれらの施行日等の改正につきましては、改めて次の議会に皆様にご提案させていただくという旨を説明して内容説明をさせていただいたということでございます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町特別会計の一部を改正する条例の制定でございます。昨日、議案第39号で標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について原案可決をいただき、これにより水道法第6条の規定により簡易水道事業の認可申請手続きを行い、認可を取得することにより今後予定されている施設の更新等につきましては、国・道の補助事業での採択要件を満たし、収益事業として経営基盤の強化が図られる形になります。それに伴いまして次年度より、簡易水道事業設置に伴い、標茶町特別会計条例に地方自治法第209条第2項の規定により、標茶町簡易水道事業特別会計簡易水道事業を追加する提案でございます。

議案書14ページをお開きください。さらに議案説明資料17ページをお開きください。

議案第51号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページにまいります。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例

標茶町特別会計条例（昭和39年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正するものです。

説明資料17ページ、条例新旧対照表もあわせて参照をお願いいたします。

第1項に次の1号を加えるものです。

（5）標茶町簡易水道事業特別会計簡易水道事業

附則といたしまして、

この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第52号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君）（登壇） 議案第52号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員が町長の任命制になったことに伴い、これまでの定数や推薦主体を改正し、新たな定数を定めることとなりますことから、所要の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第52号 標茶町農業委員会の定数に関する条例の制定について

標茶町農業委員会の定数に関する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町農業委員会の定数に関する条例

標茶町農業委員会の定数等に関する条例（平成16年標茶町条例第32号）の全部を改正する。

議案説明資料では18ページの新旧対照表を参照願います。

第1条は、法改正に伴う引用条項の改正及び法の改正により、選挙による委員と議会からの推薦、団体からの推薦という選任がなくなったことに伴う改正です。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、標茶町農業委員会の委員（以下単に「委員」という。）の定数を定めるものとする。

第2条は法改正によりこれまでの選挙による委員定数、また団体推薦による委員定数、議会推薦の定数の定めがなくなったことと、委員定数については条例で定めることが必要であるために、所要の改正を行うものであります。なお委員定数については標茶町農業委員会から現行定数が妥当であるとの意見をいただいているところであり、現行定数と同様の16名を新たな農業委員会委員の定数にするものであります。

（定数）

第2条 委員の定数は、16人とする。

改正前の第3条については冒頭申し上げたとおり、団体からの推薦という選任がなくなったことにより削除となります。

附則といたしまして、施行日につきましては新たな選任方法での任期が平成29年7月20日となりますので、施行期日を平成29年7月20日として提案するものです。

また、新たな選任の方法による、選任の事務についての準備行為として経過措置を設けるものであります。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による委員の任命のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ただいまの説明の中でですね、現行定数16人をもって、これからもやっていきたいというお話の内容のようですが、その現行16人定数というその根拠はどういうところから出たのか、どういう理由で16人になったのか説明を願いたい。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど提案趣旨の中で説明をさせていただきましたが、基準で行きますと本町については37人以内となっておりますけれども、農業委員会からの意見として現行定数が妥当であるというご意見をいただいていたので、そのご意見を反映しての16名という設定となっております。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君

○1番（櫻井一隆君） この16人については農業委員会からの意思というか、それをそんたくして16人、そういうことでこれからもいくということによろしいですね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 今回、条例として提案させていただいた内容のとおりで進めたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 準備行為のところでのこの条例の施行の日には前に必要な行為を行うということができるといふ部分なのですが、この公職選挙法から任命制に変わったそれぞれ委員を選出する方法、具体的に任命のために必要な行為について具体的な考え方があ

ったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農委事務局長（村山裕次君） 委員会のほうからお答えいたします。

今、渡邊議員からどのような手法でということだと思いましたが、農業委員会としてはですね、まず標茶町のホームページ、広報においてですね、これらの情報を流して町民に広く広報しようと思っております。事前に6月の議会にかけて議員皆様の承諾を得ないと7月の選任に間に合わないものですから、その間事前に3月、4月に公募及び推薦をいただく期間を1カ月程度設けることになっておりますので、3月か4月にですね募集をかけるというふうに考えております。事前にそういう行為が必要なものですから、施行日前に行為をするという附則を設けているところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号ないし議案第56号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号を一括議題といたします。

議題4案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第6号）であります。

盤石な除雪対策、その他事務、事業等の補正により、歳入歳出それぞれ4億1,467万3,000円を追加し、総額を120億5,362万7,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと農地中間管理事業で1,430万8,000円、新規就農者支援で1,000万円、育成牧場経費で9,851万5,000円、除雪対策費で1億3,797万2,000円、農業施設災

害復旧費 1 億1,020万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金等につきましては、介護保険事業特別会計へ525万6,000円、下水道事業会計へ28万5,000円を追加いたしましたところであります。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,467万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億5,362万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容については「歳入歳出補正予算事項別明細書」に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略とさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。

事項につきましては畜産特別支援資金（平成28年度）。期間につきましては平成29年度から平成53年度まで。限度額は、融資金2,992万5,000円に対する利子補給（年0.18%）で69万4,000円とするものであります。

18ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額であります畜産特別支援資金（平成28年度）、融資金2,992万5,000円に対する利子補給（年0.18%）、69万4,000円を追加し、限度額を28億9,782万8,000円とする。前年度末までの支出（見込）額につきましては27億6,133万円であります。当該年度以降の支出予定額につきましては、平成29年度から平成53年度までの69万4,000円を追加し、1億3,649万8,000円といたします。なお括弧内の3,328万9,000円につきましては、当該年度支出予定額でありまして変更はありません。財源内訳であります。国道支出金では46万6,000円を追

加し4,455万7,000円とする。一般財源では22万8,000円を追加し9,194万1,000円とするものがあります。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第54号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、平成28年度の一般被保険者高額療養費の4月から10月までの推移が、前年度対比15.7%増で推移しており、年度末に予算不足が見込まれることから、これを追加し、支出予想が当初見込みを下回る一般被保険者療養給付費を減額し、歳出予算の組み替えを行うものです。

なお、本案につきましては、11月22日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）

平成28年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、「歳出予算補正事項別明細書」に基づきご説明いたします。

5ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

「第1表 歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第55号、平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、標茶終末処理場の主ポンプの逆支弁の故障及び虹別処理場の汚泥移送ポンプの故障による修繕料の増額補正でございます。

2点目につきましては、公共下水道事業費の委託料及び備品購入費の執行残に伴う減額補正でございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ213万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,758万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明をいたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業。補正前合計額1億5,010万円を補正後1億4,940万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じでございます。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

変更合計で申し上げます。

当該年度中増減見込み補正前の額1億5,010万円に70万円を減額し、補正後の額1億4,940万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額26億2,106万3,000円に70万円を減額し、補正後の額26億2,036万3,000円です。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定では、介護保険の制度改正に対応するためのシステム改修費、介護職員初任者研修終了に伴う補助金の清算、介護サービスの今後の需要予測により給付費内で予算の組み替えを行うなど、19万1,000円の追加となりました。

また、サービス事業勘定では、やすらぎ園の特殊浴槽の購入費として525万6,000円の追加を行ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,190万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,382万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題4案は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く12名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後2時46分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時47分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 9 番

鈴 木 裕 美

署名議員 1 0 番

平 川 昌 昭

署名議員 1 1 番

本 多 耕 平

平成28年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第53号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第54号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第55号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第56号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
(議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第59号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第60号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第61号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第62号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第63号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第64号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第65号 平成28年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第66号 平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 7 選挙第 1号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 8 議案第67号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
- 第 9 意見書案第19号 大雨災害に関する意見書
- 第10 意見書案第20号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 第11 意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見書案第22号 義務教育費国庫負担制度堅持等、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第13 意見書案第23号 介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 第14 意見書案第24号 緊急防災・減災事業債制度の恒久化等を求める意見書

第15 意見書案第25号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

第16 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 舘田賢治君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長補佐	齋藤正行君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第53号ないし議案第56号

○議長(館田賢治君) 日程第1。議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第57号ないし議案第58号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第57号、議案第58号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年8月の人事院勧告に基づき、国は本年11月、一般職の国家公務員の給与等について人事院勧告どおり平成28年度の給与改正を行い、本町においても同様に人事院勧告に準じて一般職の職員の給与等の改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、始めに月例給ですが、官民給与の格差708円、0.17%を解消するため、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げを行うほか、給与制度の総合的見直し等により、高齢層における官民の給与差が縮小することになっていることを踏まえ、それぞれ400円の引き上げを基本に平均改定率0.2%の改定を行うものであります。

次に、期末勤勉手当について年間支給月数を0.1カ月分引き上げ、4.3カ月分とし、民間支給状況等を踏まえて、勤勉手当に配分するものです。本年度の勤勉手当引き上げ分0.1カ月分は、12月期分で引き上げ、来年度以降は6月期、12月期それぞれ0.05カ月分引き上げ、年間の勤勉手当を1.7カ月にするというものであります。

実施時期については、本年4月1日から適用すべく所要の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。改正内容につきましては、追加議案説明資料では1ページから16ページまでの条例新旧対照表を参照していただきたいと思っております。

追加議案説明資料1ページ、右上段の記載の議案第57号資料①をご覧ください。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の改正は、勤勉手当の支給率100分の80を6月期、100分の80。12月期、100分の90にするものです。また、再任用職員の支給率100分の37.5を6月期、100分の37.5。12月期100分の42.5にするものです。

第17条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支

給する場合においては100分の42.5」に改める。

次に、附則第10項の改正については、満55歳を超える6級職員の1.5%の減額措置について、平成28年度からの勤勉手当支給率を算定上の計数を100分の1.2を6月、12月を100分の1.35に改め、6月、12月の勤勉手当の支給率改定による規定整理をしているところです。

附則第10項中「100分の1.2」を「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」に、「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

次のページです。

次に、給料表の改正です。

別表第1を次のように改める。

別表第1、行政職給料表の1級から6級の号俸給料月額、23ページから25ページまでに記載のとおりであります。読み上げについては省略をさせていただきますが、各級別の改定率について申し上げます。

1級は金額1,500円から500円の引き上げをし、率にして1.1%から0.2%の引き上げ。2級は1,500円から400円の引き上げ、率にして0.8%から0.1%。3級は1,500円から400円の引き上げ、率にして0.7%から0.1%。4級は1,200円から400円の引き上げ、率にして0.5%から0.1%。5級は900円から400円の引き上げ、率にして0.3%から0.1%。6級は700円から400円の引き上げ、率にして0.2%から0.1%となっております。行政職給料表全体では、平均0.224%の改定率となっております。再任用職員につきましては400円の引き上げ、率にして0.16%の改定となっております。

26ページにまいります。

次に、医療職給料表です。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(2)は医療技術職に適用しており、28ページまでの記載となっております。改定率は行政職との均衡により改定しております。

1級は金額1,500円から600円の引き上げで、率にして1.0%から0.2%の引き上げ。2級は1,500円から400円、率にして0.8%から0.1%。3級は1,600円から400円、率にして0.7%から0.1%。4級は1,500円から400円、率にして0.6%から0.1%。5級は1,000円から400円、率にして0.4%から0.1%となっております。再任用職員につきましては400円、率で0.17%の改定となっております。

29ページであります。

次に、ハ 医療職給料表(3)は医療看護職に適用しております。32ページまでの記載となっておりますが、改定率は行政職との均衡により改定しております。

1級は1,700円から400円の引き上げ、率にして1.1%から0.1%の引き上げ。2級は1,700円から400円。率にして0.9%から0.1%。3級は1,700円から400円、率にして0.7%から0.1%。

4級は1,600円から400円、率にして0.6%から0.1%。5級は1,100円から400円、率にして0.4%から0.1%となっております。再任用職員につきましては400円、率で0.15%の改定となっております。

33ページであります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正については、追加議案説明資料の13ページ、議案第57号資料②の条例新旧対照表を参照していただきたいと思っております。

第7条の改正については扶養手当について、人事院勧告どおり改正が行われましたので、本町においても同様に人事院勧告に準じた改正をするものであります。扶養手当については配偶者の有無による金額の差をなくし、子、1万円。その他の扶養手当を6,500円となったために所要の改正をするものです。また、これにあわせ用語等の改正も行っております。

改正文であります。第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第8条の改正については、第7条の扶養手当について配偶者の有無による金額の差がなくなったことにより、所要の改正をするものです。また、これにあわせ用語等の改正も行っております。

改正文であります。第8条第1項中「又は職員に次の各号の一に該当する」を「、又は職員に次のいずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の改正は、先ほど第1条改正で改正したところですが、平成29年度以降については勤勉手当の支給率を6月期100分の80、12月期は100分の90を100分の85にするものです。また、再任用職員の支給率、6月期100分の37.5、12月期は100分の42.5を100分の40にするものです。

改正文であります。第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

次に、附則第10項の改正については、満55歳を超える6級職員の1.5%の減額措置について、平成29年度からの勤勉手当支給率を算定上の係数を6月100分の1.2、12月分100分の1.35を100分の1.275に改め、6月・12月の勤勉手当の支給率改正による規定整理をしているところでもあります。

改正文ですが、附則第10項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改める。

附則といたしまして、人事院勧告に準じて第1条の改正は公布の日から施行し、本年4月から適用するものです。また、第2条改正の扶養手当については経過措置が設けられており、平成29年度について配偶者が1万円、現行1万3000円。子が8,000円、現行6,500円。父母等が6,500円、現行6,500円。配偶者なしの子が1万円、現行1万1,000円。配偶者なしの父母等が9,000円、現行1万1,000円となっておりますので、その所要の規定を設けるものであります。

制定文です。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第10号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払

とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、第7条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第8条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の決定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母

等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の決定」とするということであります。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じまして、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

追加議案書の38ページ、追加議案説明資料17ページをお開きください。

議案第58号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
次ページへ行きます。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸につきましては、1号俸から163号俸まで、率で2.159%から0.115%となっております。へき地保育所職員の給料表全体では平均で0.350%の増額改定率となっております。

別表の各号俸の給料月額が39ページから41ページまでの記載のとおりであります。なお、各号俸及び給料月額の読み上げにつきましては、省略をさせていただきます。

41ページにまいりまして、附則としまして、

第1項は施行期日につきまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというものであります。

第2項は給与の内払につきまして、この条例による改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定による内払とみなすものであります。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第57号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 今、提案ありましたが、このへき地保育所職員が該当するこの給料表が適用する現在の職員というのは何人いらっしゃいますか。

○議長(館田賢治君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) 現在このへき地保育所給料表を適用している職員は7名でございます。

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ議案第58号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、議案第58号は原案可決されました。

◎議案第59号

○議長(館田賢治君) 日程第3。議案第59号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第59号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告がだされたことに伴い、一般職の給与勧告に準じて特別職の給与月額及び期末手当の改定を行うものであります。

改定内容につきましては、平成28年4月1日にさかのぼり現行給料月額を0.2%増額、期末手当については、12月0.1カ月増額の1.875カ月に改定し、年間で0.1カ月増額の3.4カ月とす

るものであります。また、この期末手当についてですが、平成29年4月以降は年間支給割合の3.4カ月は変えず、6月1.525カ月を0.05カ月増額の1.575カ月とし、12月1.875カ月を0.05カ月減額し1.825カ月に改正するものです。

なお三役の給料は平成30年10月までの給料減額特例措置により、町長職は本則より2万8,300円低い81万4,700円。副町長職は2万3,900円低い67万6,100円。教育長職は2万1,200円低い61万800円の月額となります。また期末手当においては一般職の職員の年間の割合より0.9カ月低い独自削減については継続といたしますので、ご理解を願います。

以下内容についてご説明をいたします。

議案をお開きください。また、追加議案の説明資料25、26ページも参照いただきたいと思います。

議案第59号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の187.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

12 平成28年4月1日から平成30年10月21日までの町長、副町長及び教育長の給料月額は、条例第3条及び附則第11項の規定にかかわらず、別表中「84万3,000」とあるのは「81万4,700」と、「70万」とあるのは「67万6,100」と、「63万2,000」とあるのは「61万800」とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の152.5」を「100分の157.5」に、「100分の187.5」を「100分の182.5」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成27年標茶町条例第8号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する

条例（昭和31年標茶町条例第15号）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案可決されました。

◎議案第60号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第60号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年8月の人事院勧告に基づき、国は本年11月。仕事と家庭の両立支援制度の充実を図るための国家公務員等の育児休業等に関する法律の改正を行い、本町においても同様に人事院勧告に準じて、標茶町職員の休暇の改正をしようとするものであります。

改正内容ですが、これまで連続して6カ月以内の期間で取得することとされていた介護休暇を3回まで分割して取得することができるように改正するものです。また、日常的な介護ニーズに対応するため、3年以内の期間で1日2時間まで介護に従事し、勤務しないことを認める、新たな休暇制度「介護時間」という制度ができたため所要の改正を行うものであります。

実施、適用につきましては平成29年1月1日から適用すべく所要の改正を行うものです。

ご審議を賜りたいと存じます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第60号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページであります、

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

追加議案説明資料27ページから28ページの新旧対照表を参照いただきたいと思います。

第11条は、新たに介護時間という休暇制度の創設に伴う改正であります。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条は、要介護者の範囲の定義付をするための改正と冒頭にご説明申し上げましたとおり、これまでの介護休暇は連続して6カ月以内の期間で取得することとされていましたが、このたび3回まで分割して取得できるように法改正されたところに伴う改正であります。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の2については新たな休暇制度である「介護時間」の創設に伴う改正であります。3年以内の期間で1日2時間までの介護時間として休暇取得ができるように法改正されたことに伴う改正です。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

次ページであります、

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務

1時間当たりの給与額を減額する。

第17条は第11条の改正と同様に、介護時間という休暇制度の創設に伴う改正であります。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則といたしまして、人事院勧告に準じて平成29年1月1日から施行するものです。

また、第2項として、すでに介護休暇の承認を受けている職員であって1月1日に6カ月を経過していないものにかかる介護休暇についても適用すべく経過措置を規定しているものです。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に規定する指定期間については、初日から当該職員の申出に基づくこの条例の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するというものであります。

以上で、議案第60号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今のご説明で国の介護時間の関係で、それに伴って町も改正をしたいという趣旨だというふうに思うのですが、ちゃんとよくよく読んでみますと、すべて減額をすると、勤務しない時間は。要は支給しないという解釈をしたわけですが、附則において町長が特に必要と認めたものということ町独自で配慮としてできないものか、そのへんを伺っておきたいなと思います。

さらに1時間介護休暇をとるとなると当然給料の1時間当たりの減額ということが発生するわけですが、そうすると有給休暇を消化したほうがいいのではないかという考え方もあるかというふうに思うのですね。そのへんとの関係で附則において特例措置というのが認められないのか伺っておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

減額措置については国のほうで定まっている部分ですので、それに準じた形で作らなければならないというふうに思っております。有給との兼ね合いですがこれについては、選択と

いう部分だと思えます。今回の改正については、それぞれの介護ニーズに応じた対応だと思えますけれども、その部分でこの時間等につきましては、それだけの幅が持てるということだと思えますので、有給休暇の関係につきましてはそれぞれ選択、そしてまたそれを超えた部分でも介護に従事できるという幅が広がったというような解釈をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今の副町長の答弁は理解するのです。ただ、私が申し上げたのはやはり町長の思いとして国の制度にあるけど本町の介護休暇の制度をこうしたいというそういう配慮はできないのかいというご質問を申し上げたのですけれど。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ご案内のとおり、人事院勧告については、あくまで民間準拠をベースにして国が法で定める部分であります。それに準じて行うことが人事院勧告の趣旨にものつとるのではないかとということでもありますので、そういう形で取り扱ってまいりたいと思えますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてですが、懸案となっております食肉加工センター等の事業推進にあたり、これまで同様に各課の連携を保ちつつも、新たな建設場所の確定や関係機関、団体との調整、事務処理についても煩雑化が予想されますことから、事業推進の母体として、事業推進室を設置するため、事務分掌条例の一部を改正したいとするものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

追加議案説明資料29ページもご参照いただきたいと思います。

議案第61号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページへまいります。

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例

標茶町事務分掌条例（平成15年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の課」の次に「、室」を、「建設課」の次に「・事業推進室」を加える。

第2条に次の1項を加える。

事業推進室

- (1) 食肉加工センターに関すること。
- (2) その他事業推進に関すること。

附則として

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 今、分掌条例の改正ということで事業推進室を設置するという内容でございます。

その目的には、食肉加工センターに関すること、その他事業推進に関すること、この点は分掌的には私はなにも異議を唱えるものではありませんけれども、背景には食肉加工センターをどんどん推進していかなければならないという大きな目標があるわけで、その過程です、町長は述べられませんでしたけれども道からの職員の派遣が、私は時期的にいつになるのか存じませんが、そういうことがあって協力体制を作るためにこの推進室ができるというふうには私はずっといろいろな説明を聞きながら理解しています。

それでですね、この2つの目的、このその他の事業推進というのが私はこんなことは付け加える必要はないのではないかというふうな観点から、やはりこの事業推進室というのは、私は食肉加工センター1本でいって欲しいと思っている1人です。なぜかという関係町村

も振興局も私はいろんな場所で情報を交換しておりましてですね、やはり一刻も早く道の認可を得ることとか、国の補助制度に間に合うように書類申請をしなければならない、そういうことが一番の大変な作業だというふうに思います。新しい申請作業ですからそれなりの専門知識もいるわけでありまして、書類が行ったり来たりしたのでは時間ばかりくうと。そんなことになってはまずいので、私はおとといの質問にも時期はいつになるのか結論はいつですかと尋ねたと思うのですよ。そのときにまだわからないとこういう話でしたので、私は場所も内定しないうちにこういう作業をしても、振興局は新年度からというふうに情報を流していますから、この推進室の設置にはまだ時期尚早だというふうに考えております。町長のお話を。これは議長に質問するわけですから。聞きたいと思います。

(何事かいう声あり)

(「町長答えて」の声あり)

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 何点かにわたるご質問だというふうに思いますが、まず今回提案というのが1月1日からということでの設置を提案しているところでありませけれども。これにつきましては議員も懸念されているように食肉加工センターの実現に向けては早急に取り組まなければならないという状況にあるというふうに思っております。その場合に場所の選定、関係機関、団体との調整、また作業スケジュール上では家畜生産、流通実施及び計画データ作成やシミュレーションなどが求められているものですから、それについては年明け早々から着手しなければならない事項が多々あるわけでありませ。これにつきましては前段、町長が説明しましたように、これまで同様に各課の連携を保ちつつも専従体制をもってですね、取り組む必要があるということで1月1日からの着手をしていきたいということでの提案でございます。

また、道派遣の関係のお話もされたかなというふうには思うのですが、これにつきましては、この分は食肉加工センターとイコールということではなくてですね、今、道派遣を要請していますのは町の総合戦略に沿った酪農畜産の展開や具体的取組みの推進ということで要請をしているところでありませ。具体的には新規就農による移住・定住の促進策の検討、また実践事例の紹介による放牧酪農の推進、乳牛ベストパフォーマンスの実現に向けた各種取組み、家畜ふん尿によるバイオマスプラント設置のための計画策定などに期待をしての要請内容となっております。

従いまして、現在、道職員に派遣要請をかけている部分としては配置としては農林課に配置という形で考えていたところでございます。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 町長に本当は答えてもらいたないので、この次のお答えは町長にしていただきたいと思ひませ。

今、副町長がその他の事業ということで、いろんな点をピックアップして述べたと思ひの

です。これは農林課サイドの仕事だと思うのです。それを分断してわざわざ部屋まで提供して、そんなことは私はおかしいというふうにずっと考えてきました。それでですね、道派遣についてはちょっと私の意見と違うというような観点から、私は食肉加工が12月に本当は内定してくれればすぐ賛成できるのですよ、これは。でもそれはまだわからないという発表でしたから。それだったら私は3月までかかるのだらうなど。それなら3月の定例会で十分間に合う、こういうふうに判断したので、私はこの事務分掌条例の改正には異を唱えていると。こういうことですので、ぜひ町長にお答えをお願いします。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 前段お答えしたいと思いますが、先ほどありました室の部分については現状、食肉加工センターに力を集中していくとお答えをしました。先ほど説明しました道派遣に対する要請については先ほども申し上げましたが、配置としては現状農林課配置ということで町の総合戦略に沿った酪農畜産の展開や具体的取組みの推進ということで要請している内容ですので、イコールではないということでは是非分けて考えていただければというふうに思うところであります。

室の部分についてはそういうことでありますので、できるだけ早めに展望が開けるように、それぞれの計画、シミュレーション等をただちに着手すべきということでもありますので、1月1日ということの提案であることをぜひご理解いただければと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 黒沼議員からの時期尚早ではないかという質問でありましたけれども、一般質問にもお答えしましたように、相手のあることでですねどのように動くかは全然想定できないわけです。もし、相手の動きが早まったときにうちのほうの態勢として何をしておくべきか等々についてですね私としては判断をして、1月1日に現状の参事一人態勢ではやはり今後の事業計画の策定等々についてですね、やはり室を作って室の中で推進すべきではないのかなという考えのもとで1月1日ということでご提案させていただいております。

それとその他事業推進に関することは必要ないというご意見でございましたけれども、これから先どういった動きがあるのかどうか、私としては将来を見通す力は皆さんほどありませんので、そういったことも踏まえて、この事業推進室で取り組むべき課題が起きるかも知れないそのための他にということを加えていることではございますので、具体的に今どの事業をこの事業推進室でというお答えはできませんけれども、そういった将来何が起こるか分からないので、それに対するためにその他という一文を加えさせていただいていることではございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 最後になりますけれども私とだいぶ意見が食い違うのでこれで質問を終わります。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 今、黒沼議員のほうからるるご質問がございましたけれども、私も確認の意味で何点か質問をしたいと思います。

先般、協議会において機構改革というような名目でのお話がありました。その中でいろいろとやり取りがありましたけれども、理事者との説明と私どもの聞くことの中ででの意思の疎通がなかったことかよくわかりませんが、多少、矛盾する点があったと思いますので改めてここでもう一度お聞きをしたいと思います。

まず、企画財政課の中に参事を設けて、その中で食肉加工センターに主力をおくという、そんな意味で参事をおいた。しかし今回はそれは離して室をつくるということでありましてけれども、まず第1点、企画財政の中に参事を配置いたしまして今回それを廃止するわけでありまして、その意味ではこの参事としての当初の目的と言いますか、それが達成されているのかどうかお聞きしたいと思います。さらにまた、今もお話ありましたけれども、事業推進にあたってですね、この書類の中ででは食肉加工センターが全面に出ています。その他ということで事業が出ています。今、町長・副町長の説明の中にもありましたように、その事業については標茶の総合計画、特に農業事情についての推進をしていくということでありまして、特に私はここでですね、できることであれば今のお話を聞いているとすればこれを私は全面にだしていただきたいと思うのです。

推進室において、本町の一次産業をどうこれから守っていくのか、あるいはまたどう推進していくのか、それらも含めてこの中で農林課との連携を保ちながら後段で出てきた、道職員の派遣を願いながら、本町の第一次産業をどうこれから進めていくのだ、その中でももしかすれば食肉加工センターの話も出てくるかも知れませんが。従って私はまずその2点を。室のあり方、具体的にですね、この室を作っていくのだというもう少し抽象的でなくて具体的な事業推進なり方向性をまずお聞きしたいと思います。2点お聞きいたします。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、前段の企画財政課に参事を配置したという部分でありますけれども、その部分では今回、釧路管内・根室管内含めて非常に広域的な部分があります。それらの調整等が必要だということで、それらについてのベースについてはかなりできたなというふうに思っているところであります。その中で室ということで新たにそこに今度集中して行っていくと。今までの連携の部分と加えて、専門的な部分で深くそこを追求していくということになるというふうに思います。それから事業推進の部分では、まさしく町の総合戦略にのった酪農畜産の展開という非常に大きな柱になっていくと思いますので今、道のほうに期待している部分の項目については先ほど述べさせていただきましたが、それらについても含めての話となります。

酪農畜産の総合的な振興策という部分でいきますと、この先の展開によっては今、懸案課

題となっている部分もその中に含まれてくるのではないかと。そこにお手伝いをいただくということも可能だというふうに思っているところでもあります。そういう部分では今現状もっている部分、それと含みをもって前進する部分というものが両方その中にありまして、その他事業推進の中で今後の展開を図ってまいればというふうに思っているところでもあります。

先ほどおりました酪農畜産の具体的な部分につきましては4点ほどあげさせていただきましたけれども、それらも含めた中で農林課と連携をとりながら進めていくのも1つだというふうに思っているところでもあります。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 今の説明でではですね、食肉加工センターの推進のあり方については企画財政の中で参事をおいていた仕事そのまま室のほうに移行させていくというふうに理解してよろしいのですね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今まで培ってきた部分それらをもって、事業推進室の中でさらに強化していくということでございます。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 最後ですのでこれは私の期待論になるかもしれないのですが、議長も首をかしげないで聞いてください。

私はですね、こういう部屋と言いますかこういうプロジェクトチームは実は遅かったのではないかという気がしていました。この段階でできたときにですね、この話が町長のほうから出たときに協議会の中で議論をいたしました。お答えをいただきました。あまりにもはっきりしない部屋だなと私は理解しました。と言いますことは後段になりましたけれども、道職員の派遣を求めるための部屋なのかなと私は実はそんな感じがしました。

しかしながら今、森山副町長のほうからのお話もありましたように、今までの参事として仕事をしてきたものがそのまま事業推進室の中に移行していくのだという第1点と標茶の総合計画にのっとった中での農林業の一次産業のこれからも標茶の発展に1日も早く着手していくのだと、戦略的に遅れないためにも1月1日をめどに、とにかくこういう部屋をつくって、室をつくって、係を充当しながら進めていくのだということには、私はもろ手を挙げてですねぜひそのようにしていかなければならないと思いますし、より現実的な一次産業の本町の振興には私は必要なものかなというふうに理解をいたしました。さらにその中でですね、道職員の派遣ということはやはり私はこれもある意味では前面的に出してですね、道のほうには強く要請しながら本町の一次産業の健全な発展に是非この部屋がより一層理事者が思うような、あるいは私ども議会が思うような振興施策を現実的なものにしていただきたい、このように思いますが町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

企画財政課の参事から室に移行して、そしてなおかつ係長クラスを1名配置してさらなる強化をしていくという体制で、なおかつ今までの連携については維持しながら進めていきたいということでございます。

また道職員の部分でありますけれども、現状、道のほうに要請をしておりますのは先ほどありました酪農畜産の総体的な新興についての項目で依頼をしているところであります。ただ、その中に先ほどありました酪農畜産の総体的な振興策という部分でもありますので、環境を整えばそこの中の手伝いもしていただけるのではないかと期待も持っているところであります。その中で室を確認してさらに事業推進、念願であります食肉加工センターの実現に向けて最大限の努力をしていきたいということで考えていておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方につきましては今副町長からお答えをいたしましたけれども、本多議員のほうから遅かったのではないかとというご意見でありまして、これにつきましては、この間ずっとご説明を申し上げますように場所の選定がこれほど時間がかかるとは私どもは全然想定はしていなかったということでもあります。

本来であればもっともっと早くに、場所を確定し事業推進のための体制を再強化するという体制が私としても取りたかったというのが現実でありますけれども、そういった中で現在においてもなかなか場所の確定がされていないという状況の中で、ただしこれから先どういった展開になるかは全然読めないわけでありまして、そのときのために体制を強化しておくべきではないのかなということで、今回提案をさせていただいておりますので是非ご理解をいただきたいと思っております。

それから道派遣職員の考え方につきましては、これまで私がお説明申し上げたことと、それから現在私どもが要請している農政全般に対する支援をいただきたいということの説明がひょっとしたら議会の皆さま方には足りなかったのかなと思って反省をしておりますけれども、ただ私としてはずっと道派遣の要請をしていると、ただし道からは場所が確定しないうちはだめだよというお答えはいただいているということは議会の皆さんにもずっと報告をしていたと思っておりましたので、私は議会の皆さんはご理解いただいていると思っていました。その状況は変わっていないわけでありまして。ただ、先ほども何度も申し上げているように農政全般、酪農につきましては本当に時代は急速に進んでおりまして、そのための対応等々もですねご案内のように、国の規制改革等々がございますので、そういったことも含めて道から支援をいただきたいということで進んでおります。

それともう1点確認をしておきたいのは今回の事業推進室において、その他事業ということで明記させていただいておりますけれども、それにつきましては先ほどの黒沼議員のご質問に

お答えしましたように、現在において具体的にこういうものを考えているということではないということ、是非ご理解いただきたい。基幹産業の酪農、一次産業の振興につきましては従前と同様に農林課を主体的に、農林課を中心にやっていきたいということであります。ただ今後の展開いかんによっては、この事業推進室が担う部分が出てくるかもしれませんけれども、それについては具体的にめどとか、例えば何を担うということは現時点においては私の中では、これをということは考えておりませんので、そういうことも含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 黒沼議員、本多議員からの質疑、副町長の答弁と重複するやもしれませんが、私も納得するために確認を込めて町長にお伺いいたします。

この機構改革と同時にですね、さきの協議会におきましては同時に道庁の農政部の主査クラスということをあいまって説明した観点からですね、当然食肉加工センターに関するものについてアドバイザー的にきていただくということで私は受け止めておりました。しかしですね酪農畜産に関する基本的なことも含めて今回は派遣を要請したと。ここなのですよ。ですから今回機構改革の中でこの加工センターの推進についてもアドバイスを受けるのですよということを言われれば、私も両方の農政全般だと解釈を受けていたのですが。そこが曖昧な説明があったものですから、先ほど町長が若干反省しているという答えの中にそれが含まれているのだなというふうに理解しておりますが、ここでどうも曖昧な説明というのは、ともすれば誤解をひきずるわけですね。さらにまた協議会の説明では昭和50年の規則の改正と対照表を持ってこられましたので、ここを一部見ていて、さらにまたこれは平成15年に一部改正してそれを差し替えてきているわけですから。そういった面ですね、きちんと分掌の精査をされてですね、説得するインパクトを持って説明されるべきだと思っておりますので、今一度、基本的なことをきちんと説明される場ですね、本会議ですから再度決意というかそれについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

平川議員のご指摘につきましては、結果として議員の皆様方に誤解を与えてしまったということに関しましては私どもの説明の稚拙さということで、素直に私はお詫び申し上げたいと思います。

ただ、ご理解をいただきたいのは私どもとしては当然、食肉加工センターというのは非常に重要な案件だということを考えております。ただ、これだけではないわけでありますので、それも同時に解決していくためにどういった形がいいのかということで、この間、道といろんな打合せをさせていただいた中で、今回ご提案をさせているような形がいいのではないかと。ということであります。それと事業推進室に直接、道の職員をとという提案だと思っております。

どもそれにつきましては、私は何度もですね場所が決まらないうちは無理ですよというご説明をしていたので、それで皆様方がご理解をいただいていたという具合に私は認識をしておりましたので、そういった点で今回、説明が曖昧になってしまったということに関しましては、繰り返しになりますけれども陳謝申し上げたいと思いますし、これからはそんなことのないように皆様のご理解をいただけるように努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号ないし議案第66号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号を一括議題といたします。

議題5案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第7号）であります。

国の人事院勧告に準じた給与改定に対応するため、また人事異動に伴う給与の精査により、歳入歳出それぞれ520万円を減額し、総額を120億4,842万7,000円といたしたいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ120億4,842万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略とさせていただきます。

以上で、議案第62号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第63号、平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,890万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、ご説明をいたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございしますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第63号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続き、議案第66号、平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第66号の提案説明並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で人事院勧告に伴う給与改定による職員給与費の減額補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、補正予定額4万1,000円を減額し、1億73万5,000円。

第2項営業外収益、補正予定額4万1,000円を減額し2,505万5,000円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額4万1,000円の減額をし、9,854万円。第2項営業費用、補正予定額4万1,000円を減額し8,761万7,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 職員給与費、補正予定額5万9,000円の減額をし、2,141万4,000円。

（他会計からの負担金）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 一般会計、人件費分、補正予定額4万1,000円の減額、計で1,504万2,000円でございます。

以下、内容のご説明をいたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

3ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

補正後で変更となった項目だけ説明をさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、（1）当年度純利益から（2）減価償却費までは変更はありません。（3）引当金の増加額、賞与等引当金4万2,000円の増額、貸倒引当金1万1,000円の減額、マイナス4万1,000円。（4）長期前受金戻入額から（7）固定資産除却費までは変更はありません。（8）未収金の減少額1,000円の増額で10万8,000円。（9）未払金の増加額、消費税及び地方消費税で52万2,000円の減額でマイナス99万7,000円。（10）前払金の増加額は変更はありません。（11）その他、預り金及び前受金期首期末差引残高で58万3,000円の減で61万4,000円。従いまして（12）小計は107万3,000円減の4,239万5,000円。（13）利息及び配当金の受取額と（14）利息の支払い額は変更はございません。業務活動によるキャッシュ・フローは107万3,000円の減額で3,412万1,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローおよび3 財務活動によるキャッシュ・フローについては変更はございません。

従いまして、4 資金増加額は107万3,000円減のマイナス1,223万6,000円。

5 資金期首残高は832万2,000円増の2億2,915万円。

6 資金期末残高は724万9,000円増の2億1,691万4,000円となります。

6 ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は6億7,173万6,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産267万5,000円。固定資産合計は6億7,441万1,000円。

2 流動資産、（1）現金預金、2億1,691万4,000円。（2）未収金666万8,000円。（3）貸倒引当金マイナス9万8,000円。流動資産合計は2億2,348万4,000円。資産合計は8億9,789万5,000円です。

7 ページをお開きください。

負債の部です。

3 固定負債、（1）企業債と（2）一般会計借入金で3億5,516万3,000円。（3）修繕引当金3,019万7,000円。固定負債合計は3億8,536万円。

4 流動負債、（1）一時借入金はありません。（2）企業債と（3）一般会計借入金で2,656万8,000円。（4）未払金208万9,000円。（5）前受金80万円。（6）引当金、イ賞与引当金174万3,000円。ロ特別修繕引当金はありません。（7）その他流動負債2万8,000円。流動負債合計で3,122万8,000円。

5 繰延収益、（1）長期前受金、1億7,056万7,000円。（2）長期前受金収益化累計額1,385万円。繰延収益合計は1億5,671万7,000円。負債合計は5億7,330万5,000円でございます。

2 ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、保険事業勘定では人事院勧告に伴う制度改正により人件費の増額、あわせて人事異動によります人件費の調整によりまして154万1,000円の減額となりました。

サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正によります人件費の増額あわせて人事異動による人件費の調整によりまして1,083万4,000円の減額となりました。なお財源につきましてはそれぞれ繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,036万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,083万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,298万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）で、人事院勧告に準じて給与費の増額補正を行うもので支出補正予算額は116万4,000円で、財源につきましては一般会計からの繰入により行いたいというものでございます。

以下内容について説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款 病院事業収益、補正予定額116万4,000円を追加し、11億6,387万2,000円に。第1項医業収益、補正予定額5万1,000円を追加し7億4,601万2,000円に。第2項医業外収益、補正予定額111万3,000円を追加し4億1,786万円とする。

支出、第1款 病院事業費用、補正予定額116万4,000円を追加し、11億6,387万2,000円に。第1項医業費用、補正予定額116万4,000円を追加し、11億2,037万9,000円とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科目、(1) 職員給与費、補正予定額116万4,000円追加し、7億4,362万7,000円とする。

次のページへまいります。

(他会計からの繰入金)

第4条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

科目、(1) 医療対策費補助、補正予定額489万4,000円を追加し、9,343万3,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額373万円を減額し、4億3,988万9,000円に。合計、補正予定額116万4,000円を追加し、5億5,659万1,000円とする。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書の補正後でございます。

補正前と比較して変更になった項目について説明いたします。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローについては(3)引当金の増加額が補正前と比較して107万円増加しています。(9)の未払金の増加額3,000円増加しています。(12)その他、こちらは預り金で補正前と比較して6万円増加しています。(13)の小計、補正前と比較して113万3,000円増加しています。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は補正前と比較して、113万3,000円増加し、プラス4,931万円です。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローと3. 財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございません。

4. 資金増加額は補正前と比較して113万3,000円増加し、マイナス6,393万1,000円です。

5. 資金期首残高は変更ございません。

6. 資金期末残高は補正前と比較して113万3,000円増加し、1億1,446万8,000円となります。

次に、9ページをお開きください。

貸借対照表（補正後）です。

資産の部。

1. 固定資産は変更ございません。固定資産合計20億174万円です。

2. 流動資産は（1）の現金・預金が補正前と比較して113万3,000円増の1億1,446万8,000円です。（2）未収金と（3）貯蔵品は変更ございません。流動資産合計は補正前と比較して113万3,000円増の1億8,246万8,000円です。1. 固定資産と2. 流動資産をあわせた資産合計は補正前と比較して、113万3,000円増の21億8,420万8,000円です。

次のページへまいります。

負債の部について。

3. 固定負債は変更ございません。

4. 流動負債は（1）企業債と（2）リース債務は変更ございません。（3）未払金が補正前と比較して3,000円増の4,000万3,000円で、（4）引当金が補正前と比較して107万円増の3,920万4,000円。（5）預り金が補正前と比較して6万円増の656万円です。流動負債合計は補正前と比較して113万3,000円増の1億8,739万円です。

5. 繰延収益は変更ございません。

3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計は補正前と比較して113万3,000円増の11億9,859万2,000円です。

次に、資本の部について。

6の資本金と7の剰余金について、変更ございません。資本合計9億8,561万6,000円です。負債と資本をあわせた合計は補正前と比較して113万3,000円増の21億8,420万8,000円です。

次に、3ページをお開きください。

こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明は省略させていただきます。

なお、本案は11月22日開催の第6回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第62号から議案第64号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分けて行います。

はじめに、議案第62号、一般会計補正予算。

歳出から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入歳出予算の補正。

歳入の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、以上で議案第62号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第63号、下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正。
歳出について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、歳入歳出予算。
歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第63号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。
次に、議案第64号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条保険事業勘定歳入歳出予算。
歳出について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、保険事業勘定歳入歳出予算。
歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、第2条 介護保険サービス事業勘定歳入歳出予算。
歳出について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算。
歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ、議案第64号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。
次に、議案第65号、病院事業会計補正予算。
第1条・総則から第4条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(館田賢治君) なければ以上で、議案第65号、病院事業会計補正予算を終わります。
次に、議案第66号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・他会計からの負担金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第66号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題5案の逐条質疑は終了いたしました。
続きまして、議題5案、一括して総括質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。
これより、議題5案を一括して採決いたします。
議題5案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号は原案可決されました。

◎選挙第1号

○議長(館田賢治君) 日程第7。選挙第1号を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思
います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思
います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員については、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君。

同補充員については、松本美代子君、佐々木幹彦君、蜂谷 梢君、寺島喜寿君。

以上の諸君を指名いたします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位によるものといたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を選挙管理委員並びに同補充員の当選人に決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙管理委員には、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君、同補充員については、松本美代子君、佐々木幹彦君、蜂谷 梢君、寺島喜寿君。

以上の諸君が、当選されました。

以上で、選挙第1号を終了いたします。

◎議案第67号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第67号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

（午後1時45分 3番、熊谷善行君退席）

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第8号）でありまして、観光振興対策補助として、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、総額を120億7,842万7,000円といたしたいというものでございます。

対応する財源につきましては、地方交付税の増額により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,842万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容については、歳入歳出補正予算事項明細書に従いご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 3,000万円の、これ収入が地方交付税というふうになっていまして、地方交付税の金額がふえているわけですが、これについて説明していただきたいことと、それからもう一つはこの3,000万円の中に今までの経緯から言って、あそこの経営を維持していくためには、調理師の増員がどうしても必要なのだと。休みを取らないためにというような説明もございました。3,000万円の中にはそれが含まれているのかどうか。あわせて調理師のめどというのは、見通しはあるのかどうか。その点について答えられる範囲でよろしいのでお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 私からは地方交付税をあてた考え方についてご説明申し上げます。

一昨日の町長の一般質問の答弁の中でも観光振興対策、非常に重要な施設という町としての位置付けがありますし、施設そのものも町有の施設となつてございます。ただいまの提案趣旨の中でもご説明申し上げましたが、あくまでも観光振興対策補助という名目で今回、補正させていただいておりますので、対応する財源については普通地方交付税という考え方で予算計上させていただきました。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 2点目のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり非常に調理師の確保というのはなかなか難しいところではありますが、今のところ情報としていただいている部分もありますけれども、それを雇用する部分では確たるものがなければ、確定できないものもありますので、それは推移を見ながら定めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 情報としてというのは、きのうでしたか、櫻井議員の質問にもあつ

て、まったく皆無ではないというふうに解釈してよろしいのですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） その部分では情報としていただいた部分でありますので、確定ということではないのでありますけれども、その分の可能性については追求していきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 観光振興補助ということで観光振興補助金を出すということですよ。ということは、どういう観光振興をこれからやろうしているのか、この3,000万円を使ってですね。どういうことをやろうとしているのかお伺いしたい。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

観光振興補助ということで、今、出し先が観光振興公社の部分でありますけれども。ご案内のとおり非常に人気を博しております……

（「ちょっと聞こえない」の声あり）

○副町長（森山 豊君） 釧路湿原内の唯一の宿泊施設、そして極めて優良な泉源、そして今人気のある釧網線沿線上のところでもありますし、そういう部分ではそれらの観光施設を維持することによって今後の観光振興を図れるのではないかとということでの提案でございます。

○議長（舘田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 維持するだけでこの3,000万円を使うということですか。それともそういういろんな人達が来ていただくための新たな施設、看板だとかそういうものも作りながらこの3,000万を使っていきたいというのですか。そこらはどうなのですか。新たな何かをやるのか、ただその本体を守るためにこれを使うのかはっきりさせてください。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

一つは運営を継続していくということが一つでありますけれども、もう一つは新たな戦略を構築しながら魅力をさらに増幅させていくというようなことで進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（舘田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 新たな戦略を構築すると今おっしゃいましたけれども、新たな戦略とは何ですか。具体的に示してみてください。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その部分につきましては中長期の計画を専門的な見地を経た上でご意見をいただきながら組

み立てていきたいというふうにいるところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 今回の3,000万ということにつきましては、これまでも協議会等々で財政の中身等についてもいろいろ踏み込んで質問させていただきましたし、また9月の議会におきましては、第39期の展望というのも伺っておりましたし、各議員の諸氏は十分質疑をしたし、どうすべきということも今日まで引きずってきたところでございます。ただ私はここで聞くのは出資者に聞くのか経営者に聞くのか両立して聞かなければならないと思いますが、今までお聞きした中で、じゃあ一体、民間的な手法でいきますと、ごくごく見落とされたことが非常に多いのではないかと。一般的な企業経営、法人経営の中では考えられないことが帳簿上に記載が載っていたのではないかと。それを見落としたり、それをチェックできない体制というのが今後ともそういうことになれば当然のごとく、また同じ繰り返し、同じようなことが議会で議論されるわけですよ。根本的なことが議員協議会で曖昧な答弁の中でやっているからこそ、今日引きずる原因。

この大きな3,000万円も当初は12月まではひと桁違うということでも乗り切ろうと。ところが短時間の間に理解してくれといても根本的な説得力がなかったら、なかなか税金を使って投入することはできない、ですから出資者と同時にですね、無報酬の非常勤役員の方々と何回かやって最終的には投入していただきたいという結論に至ったと。それは聞いておりますよ。しかし、従業員のスキルアップや従業員とのコミュニケーションなくして経営はできません。そのところがどうも、何回もやっているのですが、聞こえてこないし見えないのですよ。

町長はイコール社長です、副町長は副社長であるからにして、いくら指定管理者制度にのってやっているといっても、指定管理者制度の裁量を拡大しすぎてなかなか見えなくなっているのではないですか。だから根本的に住民に聞こえるようにしないと。私ども最大の責任をもって議決を求められたときにこんな短時間でやれやれと言っても、もう少し。ここで社長と呼びたいくらいですがね。これやらないとなかなか議論が進まない、単に交付税から出しましょう、一般会計から補助金として出しましょう。補助金というのですからこれは返さなくていいのしょうけど。そういった会計上の問題と同時に日々日々の記載されていることをなぜチェックしていないのか。これ何十年もやっているわけです。39期ですから、37年間ですよ。皆さん、標茶町の宝物だと思っているこれを残したい気持ちはあるわけですよ。それが見えないのですよ。まあこれ以上言っても、中身についてはもう皆さんご承知ですから。この思いというのはどうお伝えになられるのですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

残したい気持ち、同じということでも心を強くしているところでもあります。現在のところ今ご指摘になりましたチェック体制の甘さと言いますか、そういう部分でのご指摘があったとい

うふうに思いますが、そういう部分では否めない部分があるかなというふうに思っております。ただ先ほどもありましたように、今後につきましては、この貴重な町民の財産である憩の家を存続していくという視点でぜひ進めていきたいと思っておりますし、それに見合う人材の投入もしくは人材の育成という部分、そして私どものチェック体制を強化していくように最大限の努力をしてまいりたいと考えてございますのでぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） そういうご答弁というのは何回か聞いた記憶がございますしね、当然な答弁だと思うのですが、一方では町有施設として老朽化されているものについては手当てをしていかなければならない。27年度の決算では4,600万ほどつぎ込んで施設の整備をしているわけですから。これは当然のごとくこれは町有施設ですからやっていかなければならない。そういうこともハードな整備はきちんとしているのですが、ソフト面がどうもその…… こういうことを言っては失礼ですがまさに武士の商法ですよ。こういうやり方ではね、もう少し思い切った切り替えですよ。町長いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

副町長からもお答えをいたしましたけれども、今までの体制というものがやっぱりチェック体制も含めて十分でなかったということについては、私どもは十分反省をしております、これから先どういう手法がいいのかどうか、この財産を守っていくためにどういった形がいいのか原点に立ち返りですね、私どもとしてはいろんな選択肢を探ってまいりたいということは一昨日の櫻井議員のご質問の際にはお答えしていると思っております。

いかんせん、なかなか、経営、まして温泉旅館という社会的経済状況それから一般的に言うところと景気動向等々に左右されることはご理解をいただけるとは思いますけれども。そういった中でどういう魅力を利用者の皆さん方に伝えていくのか等々については、従業員は本当に一生懸命やってきた、そのように私は評価をしております。いつも従業員の皆さんにお願いしているのは、やはり持っている資源のやっぱり泉質の良さ、温泉の良さ、それから真心のサービスということをお願いしてまいりましたので、このことは大事にしながら、ただ経営形態としてどういう形がいいのか等々については先ほども副町長からお答えをしていますけれども、専門家の皆さん方のご意見を受け賜わって早期に経営改善の計画を作成をさせていただきたいということでございます。是非ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 重複するかと思いますが、先ほど櫻井議員のほうから3,000万の補助のことのお話ありました。私も補助金ですから当然、貸しではないですから戻ってこないなどというふうに思っていて、今まで1,000万の貸付けをしていたということも議会の中でももちろん認めてきておりますが、そこの関係で短期貸付の1,000万は1,000万として補助から除外す

るという考えはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 今回の3,000万が認められた場合については、短期の貸付金、国のほうからもあまりよろしくないと言われ、第三セクターの運営については指導が入っておりますので、この補助が入った場合については1,000万の短期貸付については解消いたしたいという考えを持っております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

討論がございますので、本案に反対者の発言を許します。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君）（登壇） 私は、ただいまの議案に対し反対の立場から意見を申し上げます。

私は、憩の家の不祥事については、本年9月に議長宛に内部告発の文書が届き、その時点で知りました。今日に至るまで何度か標茶町議会全員協議会で内容を詳しく知り、7年前から施設の責任者が他人名義で浴室や夜警、運転手当等、金額は延べ1,000万を超えるに及ぶとの説明がありました。この間、本人が、まあ施設の責任者でございますが、資金不足を起こした時にはみずから150万を入れていたとの経緯も伺いました。

つい先日は300万程度が不足ということで、資金ショートをするのでという説明もございましたが、このたび3,000万円を一般財源から繰入れしたいとのことでございます。

本来、このような状態になったら一般企業であれば金融機関から不足分を借入れ、対処するのが常識と考えます。少なくとも三十数年、その間、先輩町長が運営してきたことも考えますとこの7年間の空白と言いますか、この間にこのような不祥事が続けられてきたことを考えますと、到底、私ども議会議員の一人としてもなかなかこれを入れるということには賛同できないと思うからでございます。一言でいうと、どら息子が金がないから親のすねをかじるようにあてにされていると同じではないかと考えます。

町民の貴重な一般財源を入れ続けることにはならないでしょうか。この際、憩の家の町内外のファンにとっても、貴重な温泉宿を末永く存続させるためにも憩の家の経営を一旦リセットし、民間経営に移行すべきと考えますことから、私は断腸の思いで反対討論といたします。

以上です。

○議長（舘田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 私は、議案第67号、標茶町一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

くしろ湿原パーク憩の家かや沼は、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに地域観光の振興に資するために昭和53年10月、町内唯一の温泉宿泊施設として設置されました。当時、大自然湿原の中で町民の憩いの場として画期的なものでした。

設置してから38年、この間、社会環境の大きな変化で町内にも温泉施設が多くふえ、町民の憩の家かや沼の利用も減少傾向になってきたところです。小高い丘の上に位置して釧路湿原国立公園唯一の天然温泉として、さらに野生動物との共生、悠久の自然を感じる施設として、リピーターの人気も高く、旅行会社に本町の宿泊施設を尋ねると憩の家かや沼と紹介されると言われております。

しかし、経営は厳しく、何度もその危機を乗り越えてきています。そのことはそのときどきの議会の理解があったからと認識をしております。先日の全員協議会で職員不足などで収益が上がらず、このままでいくと休業をせざるをえない状況との説明がありました。また、今定例会の一般質問でとり上げられたこともあり、町民の憩の家かや沼に対する関心は高く、私のところにも憩の家はどうなるの、休業はしないで営業を続けて欲しいと多くの町民からの声も寄せられております。

昨日の町側の説明のあと、議長は町側に議員みんなは憩の家をなくしたいとは思っていないと話されておりました。町長も公設民営化を視野に入れておられるとも話されておりましたから、ここで町が求める財政支援をし、休業をしないで経営できるよう取締役会の経営努力をお願いして、議案第67号に賛成するものです。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ本案に賛成者の発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（登壇） 私は議案第67号に賛成の討論を行います。

くしろ湿原パーク憩の家かや沼は、今さまざまな要因が重なって経営の危機に直面しています。このことについて議会は多くの時間をさいて議論をしてきました。町長をはじめこの運営に関わってきた町関係者への厳しい批判もありました。経営が行き詰まったことの原因の調査、打開策など多くの議員諸氏が独自の調査も行い、なんとか憩の家かや沼を守ろうと努力してきました。

この間、さまざまな意見交換も行いましたが、議長をはじめとして議会が常に一致し、確認してきたことは憩の家かや沼が町民の貴重な財産であること。何としても経営を守っていくこと。同時にそこで働く人たちの雇用も守ること。

憩の家かや沼を愛してきてくださる町内のお客様、そして町外のお客様の期待を裏切らず本町観光の目玉の一つとして大事にしていくことなどでした。憩の家かや沼は平成26年度12月の

第4回定例会において標茶町観光開発公社代表取締役、池田裕二を指定管理者として指定することが提案され、議会はこれに同意しました。この経営形態の評価については、同意した議会も責任の一端を握っていると思いますし、その意味では私も責任を感じているところです。今、経営の危機に直面し、予約も一部断らざるを得ない状況から1日も早く抜け出し、1日も休むことなく営業を続けることは多くの町民、町内外からのお客様や従業員の願いでもあると思います。

そのため、本日提案された補正予算が、それが必ずしも最良の策であるとは限らないと思いますが、緊急避難的に計上され、この12月、1月を乗り切り経営の正常化に一步でも近づくことであることを確信し、賛成いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（館田賢治君） 本案に反対者の発言を許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（登壇） 私は、今提案された議案に対して反対するものであります。

泣きたいのは町民もここに立っている私も同じなのです。この憩の家かや沼を、どう守って、どう立ち直らせていくかと、こういうことが真剣にこの場で議論されればもっともっと深いところまでいろんなものが出たと。こう思うのですが、経営母体が違う議会はここまでだというそういうような制約の中で、真実を町民に明らかにできることもせず、この法案を通すわけには私は断固反対するものであります。私は先ほど聞きました。この観光振興補助はどういう意味をもっているのか、どういうふうにするのか、具体的なものを出してください、こう私は述べたわけですが、一向にその具体的なものは出てこなかった。何たるていたらるか。こう私は思い反対の意見を述べさせてもらいました。

以上です。反対。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（登壇） 私は、議案第67号に対して、賛成の立場で討論を行います。

標茶の貴重な財産である、釧路湿原唯一の温泉施設の、また標茶の観光の情報発信元であります憩の家かや沼の灯を決して消してはならない、そう考えます。

今までの経過につきましては、多くの議員の討論の中で述べられておりますので重複いたしますので発言はいたしませんけれども、長年多くの町民に愛され、憩いの場となってきました。敬老会シーズンには町内の多くの町内会また福祉協議会地区部会の敬老会の会場と利用され、送迎付きで多くの敬老対象者が集まってきて楽しいひとときを過ごしております。また各種学校の同窓会の会場となってきております。そういう人達の会場、そういう場を決して私は奪ってはならない、そういうふうにしてあります。また温泉を愛する町内外の多くのリピーターもおります。そういう人達の期待も決して裏切ってはならない。隣接するキャンプ場とあわせて道内外から多くの観光客も訪れる場所として、その核となる施設でもあります。

一度休業状態に陥ってしまうと、その信用を回復するというのは非常に困難な状態になるということが予想されます。1日も早い正常な営業活動を再開する。そういうことを強く求めて私はこの議案に賛成の意思を表明して討論を終わります。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

討論がありましたので本案は起立により採決をいたします。

議案第67号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、議案第67号は原案否決されました。

（午後1時55分 3番、熊谷善行君着席）

◎意見書案第19号

○議長（館田賢治君） 日程第9。意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案第19号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第20号

○議長(館田賢治君) 日程第10。意見書案第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案第20号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第20号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第21号

○議長(館田賢治君) 日程第11。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案第21号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第21号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第21号は原案否決されました。

◎意見書案第22号

○議長(館田賢治君) 日程第12。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案第22号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第22号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第22号は原案否決されました。

◎意見書案第23号

○議長(館田賢治君) 日程第13。意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案第23号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第24号

○議長（館田賢治君） 日程第14。意見書案第24号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第24号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第24号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第24号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第24号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第24号を採決いたします。

意見書案第24号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第24号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第25号

○議長(館田賢治君) 日程第15。意見書案第25号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第25号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第25号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第25号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第25号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第25号を採決いたします。

意見書案第25号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第25号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規

定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(館田賢治君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(館田賢治君) 以上をもって、平成28年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 2時04分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 9 番

鈴 木 裕 美

署名議員 1 0 番

平 川 昌 昭

署名議員 1 1 番

本 多 耕 平

